

出雲国式内宍道神社(『風土記』宍道社)をめぐる社論(三)[完]

——三崎神社・大森神社を中心として——

服部 旦^{あさけ}

目 次

はじめに

一 文書③・⑯・⑰解説

二 宮道神社をめぐる両大坪家と宍道家の社論史料紹介

- (一) 史料 〔宍道神社二係ル雜記〕収録
- (二) 史料 〔宍道神社二係ル雜記〕収録
- (三) 史料 〔宍道神社公文立証伝記〕収録
- (四) 史料 〔延喜式錄宍道神社記〕
- (五) 史料 117 116 114 113 〔宍道神社差出書〕収録 ——附「明治3年時における女夫岩信仰」(注へ1)

- 三 大森神社 “説”の論拠とその検討
- (一) 大森神社旧社地「神籬坪」“伝説”
- (二) 佐々布本郷「風土記」宍道郷 “本郷説”
- (三) 神籬坪から大森神社への遷座 “伝説”

結

以上第4章第5節途中から本誌掲載

前編① ②誤植等訂正

四 三崎神社 “説”の論拠とその検討

- (一) 三崎神社・氷川神社の大字宍道・白石「總氏神」伝承
- (二) 三崎神社社名“三津ノ崎”語源 “説” ——附「女夫岩信仰の断絶」(注へ13)
- (三) 三崎神社社号に関する私見
- (四) 白石村(?)からの遷座 “伝説” ——附「出雲国風土記」の方位のずれ資料 (注へ15)

以上『大妻女子大学紀要－文系』31号掲載
本節途中まで『大妻國文』第30号掲載

五 三崎神社宍道(神)社説成立の可能性の検討

- (一) 地名字猪道山の信憑性
- (二) 棟札類による裏付けの可能性

本論文は、『大妻女子大学紀要－文系』第31号（平成11（'99）年3月、東京）に掲載した（二）（以下「前編①」）および『大妻国文』30号（平成11（'99）年3月、東京）に掲載した（二）（以下「前編②」）の続編であり、本稿をもって完結する。

本論文は目次に示した第4章第5節の途中から始める。論文に使用する地図・図版は前編①の巻末にまとめて収録した。本論文の研究目的は前編①の「はじめに」に記し、本論文の考察に初めて用いる文書等の解説は前編①第1章に記した。使用する史料の番号は、拙稿D-F論文（前編①「はじめに」参照）および前編①②からの続き番号である。

要 約

最初に本研究の（一）（三）（完）を要約する。即ち、式内宍道神社（『出雲國風土記』宍道社）には幕末より3社の論社があり、定まらなかつた。現島根県宍道町の石ノ宮神社・大森神社・三崎神社である。学説史的には石ノ宮神社が有力で、三崎神社（氷川神社に合祀）は取り上げられなかつた。私は『風土記研究』14号論文において宍道郷家の位置を比定し、石ノ宮神社・大森神社はそこから距ること、大森神社旧社地伝説は社司宍道氏（明治維新以前は池田氏を名乗る）の造作の可能性のあることから、三崎神社旧社地説を提唱した。その後『古代文化研究』2号論文において、石ノ宮神社が江戸時代前期に創祀された可能性の大きいことを述べた。

此度『式内社調査報告』の調査時に所在の知られていなかつた社論の当事者である旧神職2家の社論文書を閲覧する機会を得た。これにより、右の拙考の研究時には知り得なかつた3社の主張の具体的な根拠を知ることができた。石ノ宮神社の可能性についてはこれを否定する従来の私説を変更する必要がないと考えるから、本研究においてはこれを取り扱わず、大森神社と三崎神社の社論文書を翻刻紹介（前編

①）し、その諸論拠を批判検討した（前編①②）。その結果、大森神社の論拠はほとんど信憑性のないことが明らかとなつた。そして、三崎神社の論拠も多くは信憑性に乏しいことが明らかとなつた。しかし、三崎神社には元禄3年に「宍道社」の棟札のあることが証明できた。

これは私の三崎神社説を裏附ける如くである。しかし、三崎神社旧社地にはさらにそれ以前の旧社地、即ち、氷川神社の社山に宇猪道山以前の旧社地があつたとする「伝承」が明治初年に存在することが明らかとなつた。この「伝承」の真偽の程を完全には確かめることはできなかつたけれども、三崎神社に神仏習合時代のあつた可能性もあり得ること、右の「宍道社」も元禄3年の再建であることにより、私の従前の三崎神社旧社地説も、今後さらなる研究を必要とすることが明らかとなつた。本論文は一式内社の考察に止まるけれども、その経過と結論は、他の大多数の式内社および『出雲國風土記』の神社（論社）の研究に伴うであろう困難の大きさを示すものと思う。

四 三崎神社 “説” の論拠とその検討

（五）氷川神社社山からの遷座伝説

右の史料（前編②）132～149によると、113F（前編①）の栗原新左エ門は145慶應元年の栗原屋新左エ門に該当するから、実在の人物であつたと認められる。「遺考」（氷川神社）の項33丁才貼紙の峰清の欄外注に、「栗原新左衛門 宮道町森 紺屋」と記している。この森の紺屋について秦武男氏にお尋ねすると、

150 a 紺屋というのは前代宮家（前大坪家。前編①図13M……服部）から森の稻荷社（図6(13)P）へ行く道（図6(13)N）の出口のところにあつたという事は古老から聞いていますが、現在はあります。後継者も判りません。（秦武男氏平成10（'98）年8月28日消印葉書）

とのことであつた。次の150bに紺屋を屋号とする栗原栄藏の名が見え、同時に紺屋を屋号としない栗原伝左衛門という人物も居たことが判る。

150b 一 同 壱枚 前屋庄司作右衛門娘完道町栗原伝左衛門妻

ため

一 同 壱枚 畑伊藤兵蔵弟完道町紺屋栗原栄藏

母

(完道鈴子氏蔵) 寛政十一年(1799)年
己未極月吉日 大森大明神寄進石勧化帳 8才)

残念ながら、これまで見て来た132～149の棟札には寛政11(1799)年もしくはこれに近接する棟札はなく、また、管見に入った諸棟札中に栗原伝左衛門・栗原栄藏の人物名も紺屋の屋号も見えない。従つて、これらの棟札中のどの栗原家が紺屋・新左エ門家に当たるか判断できない。145に栗原姓の大工栗原福重・勇七、146に大工栗原屋勇七が見える。しかし、同じ145に新左エ門が見えるからこれは別の家である。結局、132～149の棟札に見える栗原家のうちのどれが新左エ門家に該当するかを知るには、目下のところ主に棟札に示された社会的地位・神社に対する貢献度およびその変遷を手掛りに推測するほかない。

そこで、諸棟札中から大工の栗原家を除き時代順に栗原姓の人物を並べると、次の如くである。

重左工門

享保20(1735)年客大明神造立者8名中年寄栗原仁左衛門

享保20年稻荷三所大明神修覆者6名中年寄栗原仁左衛門

寛延3(1750)年客大明神修覆者8名(奉加頭取6名を除く)中

年寄栗原与右衛門

宝曆8(1758)年稻荷三所神靈一字造立者棟札表本願8名中になく、棟札裏志主18名中栗原喜左右衛門

明和9(1772)年北ノ祇園社(?)棟札22名中栗原善八富居

文化3(1806)年北ノ祇園社(?)修覆者29名(ほかに白石5ヶ村33名、宍道村町五人組11名)中栗原嘉左衛門

142 141 文化6(1809)年稻荷大明神修覆者棟札表本願14名中栗原喜右門・栗原伝右工門、棟札裏勸化世話人8名中栗原喜左衛門

143 144 年月無記(江戸時代末期)稻荷大明神修覆者棟札表本願21名中栗原屋丈七、棟札裏10名(白石村・佐々布村7名を除く)中栗原嘉左衛門

145 慶応元年(1865)年稻荷大明神社再建棟札表本願28名中、なく、講中9名中栗原屋新左エ門

146 明治3(1870)年稻荷大明神建立棟札表本願(1名)になく、棟札裏講中10名にもなし。

147 明治13(1880)年道守稻荷社修覆者本願(1名)になく、講中9名(これとは別に新たに慶応2年正月に加入した4名の講中がいる)中栗原喜平

148 明治16(1883)年氷川神社修覆者本願(?)38名(別に棟札裏に5名)中栗原喜平

149 明治28(1895)年三崎神社修覆者48名中栗原喜平

145 稻荷社の講員栗原屋新左エ門の後裔が148(稻荷

社・氷川神社・三崎神社)栗原喜平である可能性が大きそうである。そ

こで、稻荷社の棟札を漁ると、145栗原屋新左エ門→144栗原屋丈七・栗原

ここで、稻荷社の棟札を漁ると、145栗原屋新左エ門→144栗原屋丈七・栗原

136 135 元禄3(1690)年宍道社建立者10名中栗原十左衛門

元禄8(1695)年稻荷三神靈廟建立者13名中栗原十左衛門・地方年寄栗原六左衛門・地方年寄栗原善左衛門

正徳6(1716)年宍道社修覆者12名(ほか、8名を省略)中栗原

原嘉左衛門→¹⁴³栗原喜右エ門・栗原伝右エ門・栗原与左エ門→¹⁴⁰栗原喜左右衛門→¹³⁸栗原仁左衛門→¹¹栗原十左衛門・地方年寄栗原六左衛門・地方年寄栗原善左衛門、と元禄8年の稻荷社の創祀まで辿ることができる。新左エ門が稻荷社の講員であるのは、創祀以来の縁である可能性が大きい。11の創祀の中心者は、棟札の中央に書かれた「町老小豆屋五右衛門」（旧家小豆澤与市右衛門家。前編①図(12)8）であると考えられる。この時に加わった栗原姓の3名（ほか9名）も資産家であったろう。

137 客神社（前編①図(12)8）の創祀も中心者は本願小豆澤与市右衛門である。この時に名を連ねた7名中に年寄栗原仁左衛門があり、同年の138 稲荷社にも年寄栗原仁左衛門がある。従つて、139 客神社年寄栗原与右衛門は、138 栗原仁左衛門の後裔の可能性が大きい。

135 元禄3年の「宍道社」建立（再建）の本願の代表者は小豆澤与一右衛門と五右衛門である。その他9名中に栗原十左衛門がいる。これは、5年後の11稻荷社創祀の栗原十左衛門と同一人物であると考えられる。136 宍道社修復の栗原重左エ門はその後裔であろう。135以前には132 庄屋栗原助次郎・133 庄屋栗原助二郎・134 庄屋栗原仁左衛門（133は北ノ祇園社、132は推定北ノ祇園社）がある。132 133は同一人物であり、134 仁左衛門も庄屋とあるから、助次郎の後裔であろう。

145 栗原屋新左エ門は「祖先当時ノ豪家」（113 E）であったというから、庄屋を勤めた132 134の栗原家の可能性が最も大きいと思う。その後栗原姓の庄屋は棟札に見えなくなり、11 137 138 139に栗原姓の年寄が見え（うち11には地方年寄の栗原氏2名と、肩書きを記さない栗原氏1名とがある。どちらが庄屋の栗原家の後裔かは断定できない）、さらにその後は年寄でも見えなくなる。

次に栗原氏の諸社に対する貢献度を見ると、132（寛永20（1643）年）から139（寛延3（1750）年）は本願に加わっているが、中心者ではない。しかし、後に見るよう比較的の少數の本願中の一員となっている。途中、140（宝曆8（1758）年）においては本願からはずれ、「志主」（18名）

のうちの一人となる。そして、再び141（明和9（1772）年）から144（幕末）までは本願に加わっている。しかし、以前とは異なり、多数（141 22名・142 29名・143 14名・144 21名（ほかに棟札裏10名中にも栗原氏が見えるが、本願とは記さない））の中の一人である。そうして145（慶應元（1865）年）と147（明治13（1880）年）には、本願にも入っていない。148（明治16（1883）年）には本願に入っているかのようではあるが、棟札には小豆澤家に代った木幡家が本願の代表者として中央に大書され、栗原氏はその他35名中の、しかも3段目の右から4人目に小さく記されているに過ぎない。同様に149（明治28（1895）年）も本願の代表者木幡家を除く46名中の、2段目左から4人目に記されているだけである。

113 Fは、「新右エ門家ハ世々不抱盛衰（中略、服部）今不变」として、栗原新左衛門家には盛衰のあったこと、新左衛門家は明治2年当時は衰えていたことを暗示しており、棟札に見る叙事の一連の栗原氏の地位は、これと呼応するかの如くに見える。

松江市秋鹿町秋鹿神社宮司安達政則氏（大正9（1920）年生）によれば、

本願は神社を創建する時の発起人で、遷宮の時には筆頭で活動し、席次は最上位に坐る。昔は人家も少なく、貧富の差が大きかつたから、現在のように諸費用を氏子が均等に分担することができなかつた。そのため、本願が8割方を負担した。言わば、神社のオーナーのようなものである。（平成10（1998）年9月8日談話）

という。従つて本願の代表者、もしくはその一員の中にも入つていないということは、家が豊かではないことを示しているものと思われる。栗原新左衛門家は現在はなくなつているが、150 aによると森の稻荷社の向かいにあつた家という。前編①明治8（1875）～9年作成（推定）の図(6)によれば、150 a「前代宮家から森の稻荷社へ行く道の出口」の所とは、矢印Nの道を右（南）に出て、P森の稻荷の前を上下（東西）に通る道に突き当たつた上（東）側角の「字森八百六十六番続ノ二」、もしくは下（西）側角の「字森八百六十六番続ノ一」である。同絵図では「八百六十六」・「八百六十六番続ノ二」を茶色で彩色し、此処が畠地である

ことを示している。145 慶応元（1855）年当時生存していた栗原新左衛門家は明治8～9年頃には此処に住んでいなかったのであるか。しかし、147 明治13（1880）年～149 明治28（1895）年に栗原喜平が生存しているから、これが新左衛門家の人物であれば、家は宍道町場内にあつたことになる。ほかに「森の稻荷社へ行く道の出口」に近い場所として考えられる所としては、次の三つが考えられる。即ち、①「出口」の上（東）角「宇森八百六十六番統ノ二」の上（東）隣に接した家。

図⑥〇「宇森屋敷八百八十五」である。此処は白色で彩色し、人家であることを示している。新左衛門家が當時現存し、出口の茶色の彩色地（畠地）に人家がなかつたとすれば、150^aの古老の言う「紺屋」が明治8～9年頃に住んでいた家は〇の可能性がある。② この〇のほかに、文政元年図⑬〇の左（北）側の「おらく」。図⑬によると、M前代宮家の道矢印Nを右（南）に出て、P森の稻荷社の前の道に突き当った角の下（西）は何も記されず、上（東）は〇の左に「おらく」と記されている。これも新左エ門家の可能性がある。しかし、この「おらく」が屋号であれば、紺屋に該当しないことになる。③ そのほかに、「おらく」の上（東）隣の図⑬〇「嘉右エ門」。¹⁴² 文化3年）に栗原嘉左衛門・143（文化6年）に栗原喜右エ門・144（江戸時代末期）に「栗原嘉左衛門」とある。このQ「嘉右衛門」が新左衛門家であれば、図⑬の表現が大雑把であるため正確な地点を示すことは難しいが、明治8～9年推定図⑥〇上で比定すれば、Q「森ヤシキ八百八十一」かその左（北）隣の「森屋敷八百八十二」附近にあつたことになる。

以上により、その住居を明確にすることは目下できないが、確かに両大坪の言う新左衛門家は実在した。棟札によるとその先祖は裕福な家であつた可能性が大きい。従つて、新左エ門家を「豪家」とする113Fの記述を架空のものとして退けることはできない。また、遷宮の際に代々特別の扱いを受けることが、その家の神社に対する過去の功績に負うとするということも、あり得ることである。一例を挙げると、

E論文12の大字白石の坂口神社（明治以前は王子権現）の本願は、正保4（1647）年の棟札によると伊原善右衛門で、この時に田畠宮山を同人が寄附している。左記に紹介する151（明細帳）には、その創祀について金山要害山城主宍道伊予守の命により云々の記載がある（但し、これを峰清が以下の152「遺考」において批判している）。伊予守云々の由緒については問題があるとしても、伊原家は同社の「鍵預り」（152および本章注へ23）であることは事実であつた。そして、152によると、坂口神社が明治39（'06）年大森神社に（神社整理政策で？）合祀されるに際して、坂口神社の本願主伊原氏が先祖による同社建立の功績によつて、合祀後も特別待遇を受けることが約束された。即ち、

151 島根県管下出雲國意宇郡白石村字美田ヶ迫（二千七十三番地……
服部注）

（社境内反別三畝二十六歩民有地）～村　社　坂　口　神　社

一 祭神　建御名方命

一 由緒　坂口神社ハ元王子神社ト称シテ古昔ハ王子谷ト申ス所ニ

アリシト云ヘル伝アリ然ルニ其時ノ城主宍道伊予守此社下ニ
アルヲ不可トシテ当今伊原一郎ナルモノ、先祖其方所持ハ山
内ヘ社地替スベシトノ命アリ故ニ伊原氏所持ノ山内ヘ移転シ
自分一郎ノ鎮守トシテ奉仕セリト然シテ後宝永年中ニ至リテ
ヨリ大字坂口一面ノ氏神ト尊称シテ各崇敬スル事既ニ年久シ
然ルニ明治五年ノ改正ニテ王子権社ヲ坂口神社ト改メ且村
社ノ称号ヲ置レタルナリ

本殿　桁一間　梁四尺五寸
一　拝殿　桁二間三尺　梁□^{金具}四尺

一　境内　百十六坪　民有地第二種（參畝二十六步）～
一　境外所有地

田反別二畝十八歩　白石村美田ヶ迫
地価金八円四十六銭

田反別三畝二十二歩　全　上

地価金九円十五銭

山林反別九畝二十二歩 全上

一 坂口神社ノ拝殿要用ノ為引渡サマルモノトス
(中略、服部)

明治三十九年十月二十五日(実ハ二十四日昼夜ヲ以互約ス)

(中略、服部)

大森神社氏子総代人 両総代人連印

一 氏子三十二戸

一 島根県庁迄五里

(傍点は服部。へゝ内峰清注)

〔明細帳〕(坂口神社) 15丁オ(16丁オ)

152 (前略、服部)
王子權現棟札注解 正保四年

(中略、服部)

本願主伊原善右衛門藤原治次 王子權現御鍵本ヲ務

カギアツカリ

治次田畠山林寄附畢 正保四年明治元年此年間二百三十二年トナル
按スルニ坂口ノ地称ヲ専ラニセシハ後世ノ事ナリケン即今ノ堂坂ヲ
以坂口ノ原称ナラン金山坂口ノ両組内豪富タル者ハ坂口ナル伊原小
膳^{サザキ}子孫アリ故ニ自然坂口ノ総称トナリシモノナリ(中略、服部)明
細帳本文伊原某カ所有地タル云々之レハ全クノ相違ナリ伊原ノ祖先
ハ城主ノ時ノ類属ニシテ殆ント家臣ノ如キモノナリ地頭領主ノ外所
有地ハ民間ニナキノ例ナリ○神仏ノ地領ハ其ノ限リナシト言フ(中
略、服部)

合祀定約(明治三十九年十月二十四日昼夜烈風)

一 坂口神社御内^{忠臣}神(?)ヲ大森神社ニ合祀スルモノトス

(中略、服部)

一 総テ元坂口神社所有地ハ本願主伊原真衛氏ハ支配ナリシモ以
後ハ大森神社ノ社法ニヨリテ一切所理シ其土地ニ対シテ以前ノ
功勞ヨリ永遠立会協議スル事ヲ得ルモノトス
一 大森神^{マニ}ニ於テ各合祀ノ神社毎ニ本願主棟札持來アルトキハ同
様ニ執行スルコト
一 伊原真衛者^{忠臣}(?)來ノ社功ニヨリ大森神社ノ将来ノ遷宮費
ヲ免除シ同神社從來ノ本願主準席ニ列スル事

十月二十四日頗ル烈風 出席者 年番総代本常佐太郎小豆澤岩太郎三島文
六道家(二集?...虫喰会セリ 一郎及家原猪太郎家原重義江尻榮太郎佐
藤与一郎以上七名夜半退席 坂口神社氏子ヨリ臨參セセル各員本常國太郎伊原真衛太田貞太郎伊原岩太郎四名來
談伊原真衛ハ三度來入セリ為メニ右定約ヲ互証ス二十五日早旦ヨリ家原万之助各
総代ヘ印取ニ出ス

(傍点・ゴシック体は服部)

〔遺考〕(坂口神社) 16丁ウ(18丁ウ)

このほかにも、遷宮時での特別扱いではないが、その神社の歴史的事実が、後の祭礼に反映している例として、宍道町水川神社の春祭りにかつて雲松寺の住職が参加した慣例を挙げることができる。これについてはA論文において秦忠男宮司のご教示に従つて若干述べたけれども、現在ではやや訂正および補足を必要とする点のあることが、令息の武男氏のご教示により判つた。まず、A論文では次の如く述べた。

水川神社宮司秦忠男氏によれば、「字猪道山 第九百拾九番ノ
一「官有地」の面積は不明である。ただ、現在では雲松寺に所有
が移転しているが、かつては雲松寺の本堂前に三崎神社、旧社地が
30坪水川神社の所有となっていた。この旧社地の地は現在雲松寺
に貸してある形となつていて。今日水川神社例祭に雲松寺住職が
参拝する理由はここにある。(A論文63頁1行目~10行目。傍点は原文)

秦武男氏によれば、この慣例は現在行なわれていないという。即ち、
雲松寺住職が招待されたのは祇園社の春祭り(4月14日。祭神大
己貴命を祀る)です。今も水川神社では4月14日は宍道神社の祭
りと称して春祭りを執行しています。この日「宍道神社」のお札を
お参りの戸に授与します。雲松寺の和尚さんの参拝は現在ありません。
戦前お参りされたようですが、役割もなく自由参拝でした。

三崎神社旧社地は、平成9(97)年度の固定資産税評価額の書類によりますと、「大字宍道九一九一一字猪道山 地目境内地 九九・〇〇²m² 非課税」とあり、土地台帳によれば、登記は「雜種地 壱畝 昭和三十一年五月二十八日登記済」とあります。雲松寺の檀徒と氷川神社の氏子とは同じであるため使用料は請求せず、無償で寺の境内地の一部として今も使用されています。

(平成10(98)年9月16日消印葉書)

「宍道神社の祭り」として「宍道神社」のお札を授けるのであるから、これは氷川神社と改称された北ノ祇園社の祭りではなく、三崎神社と改称された中津祇園社（「宍道社」・「宍道神社」）の祭りである。

従つて、雲松寺が後に三崎神社の持山（前編①図①-1。919番地-1）に移転し、三崎神社旧社地（図①-3 919番地-2）も無償で使用しているという歴史的関係に基いて、住職は三崎神社に敬意を払うべく参拝していたことになる。

右の慣習について、石ノ宮神社官司古瀬美明氏は「雲松寺の和尚が来ないと氷川神社の祭りが始まらないと言われています。」と語ったことがある（平成10(98)年7月29日談話）。これは、このかつての慣習が訛化したか、もしくは、かつてはそのように重大に受け止められた事実が伝わったものであろう。

かくて栗原家を遷宮時に特別扱いする慣習があつたとする両大坪家の伝えは、事実であった可能性が大きいと思う。また、宍道氏もその慣習の存在自体を否定はしていない。現在では（栗原家が転出したためであろうか、あるいは）明治40年に三崎（宍道）神社が氷川神社に合祀されたためか、この慣習は断絶しており、秦忠男官司・武男禰宜も全く存知なかつた。

以上により、宍道氏が117フ「何方ヨリ當時之地へ社を移し分外之取扱有之候逆宍道神社之証拠ニハ相成間敷」と批判する通り、栗原氏に対する特別待遇は三崎神社が式内宍道神社であつた証拠には直ちにはならないにせよ、栗原某が（14Q慶長の頃）氷川神社の山から字猪道

山に宍道神社を遷座したとする両大坪の伝承を、以下のところ架空のものと退けることはできないと考える。

栗原氏の功績が、氷川神社からの宍道神社遷座の歴史的事実を意味するものか、あるいはまた、字猪道山での式内社とは無関係な新たなる神社（中津祇園社）の創祀の歴史的事実を意味するものかは、135元禄3年（宍道社）より古い棟札を現認することができないため、断言できない。しかし、135と次章に紹介する元禄3（1690）年の154「宍道神社」御輿寄進札が今も現存しているから、字猪道山に「宍道（神）社」（もしくは「中津」祇園社）と呼ばれる社が江戸時代前期に存在したことは確実である。

注 (1)～(18)は前編①（第4章（第4節まで））、(19)・(20)は前編②（第4章第5節（途中まで））、(21)～(23)は本誌。

(1) D論文文書⑤「明細帳」「石宮神社」の項に「一本殿 石ヲ以テ奉ル一間一尺四方 一拜殿 柎二間 梁一間三尺」とあって、「明細帳」のできた明治12（1879）年～明治14年当時は拜殿のみがあった。この状態は、拜殿の位置が変った（B論文97ペ図M→99ペ図W→3ペ図Iの変化）ことを除いて、現在も變っていない。但し、B論文47ペ図(V)の明治12年当時は、拜殿もなかつた可能性がある。

(2) 奥原福市編『八束郡誌本篇』489ペ（大正15(26)年初版）、名著出版、昭和48(73)年（復刻版）、東京。

(3) 注(2)書488ペ～489ペ。

(4) E論文21に「杉谷大明神 社司大坪主殿」とある。この杉谷大明神（明治維新時に伊甚神社と改称）の神主は古くは持田氏であつたが、「元禄の初め吉田家の命により解職となり、代りに後大坪家」の大坪主殿が社司となつた（E論文22ペ上段17行目、27行目）。同じ元禄年間才谷に住んでいた石原淡路守が六所大明神の神職を罷めた原因についても、吉田家との係わりを考慮

しなければならないかも知れない(本稿20ペ下段、第5章注(5)～161～参照)。

(5)

秦武男氏によると、現在の氷川神社の氏子の範囲は次の如くである。即ち、大字白石を含まず(前編①34ペ上段9行目の「氏子」も同じく大字白石を含まない)、町部即ち旧町場内の一区東西・二区(11Rの「北津」。秦氏は明治頃北津と称したと言われる)、三区・四区(同「中津」。秦氏は明治頃「仲津」と称したと言わる)、五区・六区(同じく「西津」。秦氏は明治頃は「原津」と称したと言われる)。しかし、当時原津の小字名はなかった(前編①、地図(3)参照)、昭和区(昭和38年着工・40年分譲開始の埋立地区)の範囲である。全戸数は750戸位だが、氏子になつてゐるのは700戸位(氏子数は転居転入で毎年変動がある)であるという。(平成10～'98～年7月30日附消印葉書)

「れんげ祭り」(祇園祭り)の祭日は旧暦6月13日～15日、新暦7月26日～28日。新暦となつたのは「昭和30年頃であつたと思われ、一時7月20日～22日に行なつていたが、雨が多く、現在の日取りに平成になつてから変更した。」(秦武男氏平成10～'98～年9月3日消印葉書)

広戸惇・矢富熊一郎編『島根県方言辞典』(島根県方言学会、昭和38(‘63)年、松江)の「れんげ」の項に、「(2)六月十五日。一名麦祭といい、麦を持って神社に参る。この日鯖と麦とを食べないと蛆になるという。出、簸・出雲・大・能、隱、西。この日昔は牛を海に入れる習慣があつた。石、遡。」とある。季節的に麦の収穫祭と重なるから、疫病退散の祇園祭にそのような別名が与えられ、蓮華と宛字されたのではないか。

同辞典に「よー(う・お)だい」の項はない。但し「ようたい(容態)うつぱい・うつぱい」がある。小学館『日本国語大辞典』「ようだい」の項の⑥には、「もつたいぶること。様子を作ること。また、そのまま。」とある。

れんげ祭りの参加者に特に目立つような扮装・態度・行為の伴なうようなことでもあつたのであろうか。

(7)

私は、D論文(12ペ上段4行目～5行目・18ペ下段19行目～22行目・23ペ上段注(3))の時点では、後大坪家が大正5(‘16)年7月に転出した後はそのまま空き家になつていたものと理解していた。しかし、その後大坪併治氏のご教示によると、大坪為千代の弟木身之助夫妻(E論文4ペ系図・37ペ参照)が暫く住んでいたという。即ち、

後大坪のこと——大坪純氏のお父さんの為千代さんのことは、私は何も記憶していません。為千代さんの弟の木身之助さんのことは、少し記憶しています。小学校の校長をしたことのある知識人だったそうですが、私の記憶している木身之助さんは病気になつていました。木身之助さんの次男の一邦君は私と同年で大正六年四月、宍道小学校に入学されました。私がお父さんが病気で、父兄として入学式に行けないため、私の父が代わって、一邦君を私と一緒に連れて行きました。私の父は、その翌年の秋死亡しましたが、木身之助さんも間もなく亡くなられたのではないかと思います。私は、純さんが宍道を出てゆかれるのと、木身之助さんの奥さんの「もと」さんが、一邦君たちを連れて出てゆかれるのと、二度お見送りしました。純さんが出て行かれた後木身之助さんが氷川神社の神主を勤められたか、私の父が代行したか、分かりませんが、純さんの後、後大坪の屋敷がすぐ空き家になつたのではなく、なお暫く後大坪ゆかりの人々が住んでいたことは確かです。(平成10～'98～年6月29日附大坪併治氏書翰)

秦武男氏は、転出時に後大坪家と秦家との間での神職の引き継ぎは行なわれなかつた、と父忠男氏から聞いておられると言われる。即ち、

後大坪家から祖父仁四郎が神職を継いだ時には、空家で襖障子もない状態で、文書はなく、床の間に管掌各社のお札の版木が少しあつただけで、一切文書類はなかつたといふ。祖父が宍道村に赴任して来た時には既に神主がないなかつたため、村の人から頼まれて神主となつたのである。

仁四郎が大正7（'18）年宍道村に赴任した時既に後大坪の為千代は故人（大正4（'15）年1月9日没。E論文上段21行目）で、その子純氏は神職ではなく、また純氏とは面識もなかつたという。（平成9（'97）年3月23日談話）

かようには、宍道村の神社の諸行事に関する伝承等の知識が両大坪家から秦家に直接伝わらなかつことはほとんど確実である。このことは、宍道町の神社史を研究する上で留意すべきことと思う。

（8）但し、明治44（'11）年生まれの秦忠男氏は五ヶ免（面）といふ語については「存知で、「明治の始め頃五ヶ免と云ひ、現在は云ひません。」（平成10（'98）年7月17日消印葉書）と言われる。

（9）秦武男氏（昭和7（'32）年生）によると「れんげ祭り」のお旅所と仮鳥居の場所には変遷があるというから、この際記録しておきたい（以下、前編①地図①参照）。

お旅所には少なくとも次の3度の変遷があつた。即ち、① 6。現在の二区の旧国道9号線（往還道）上に立つ仮の鳥居附近。

此処は、秦武男氏は話にだけ聞いた古い時代のもので、実際に見たことはないと言う。② 8。小豆澤与一（市）右衛門旧宅地（8。現当主小豆澤良久氏（大正2（'13）年生）の祖父勝良（安政3（'85）年生・昭和19（'44）年没）の代までの住宅。勝良の代で筋（右）向いの現在の居住地大字宍道（'40番地に移る）の向い、現田中医院（8）駐車場の地。昭和42・43（'67・'68）年頃まで此處に設けられたのを秦氏は実際に見ておられる。③ 7。昭和40（'65）年旧国道9号線の北西側宍道湖岸が干拓化されて現在の昭和区

（大字昭和）ができたことから、昭和42・43年頃P森の稻荷旧社地の空地（現在駐車場）を売り、その代金で此處に移った。

お旅所には明治以前は松江藩主と家老の奉納提灯が両脇に立つたという。明治時代には氏子総代の提灯が代つて立つたというが、現在は立たない。この提灯を立てる金具が②の時代まで残っていたのを秦氏は記憶しておられる。

仮の鳥居の変遷は次の如くである。即ち、1基は以前から6の位置（旧国道9号線と駅前通りとの十字路を約50m北上した地点）で変らないが、もう1基には2度の変遷があつた。即ち、① 12。昭和50（'75）年頃まで、旧国道9号線と旧大原（広島）街道との交叉点、大原街道の入口にあつた。② 13。昭和50年頃の道路拡張により、宍道小学校の北はずれ旧大原（広島）街道上の現在地に移つた。

（10）才谷（字才）の今の佐為神社・佐為高守神社が式内社であつたか否かは断定できないが、この地域の總氏神であつたといふ伝えは、少なくとも文書⑤「明細帳」には記されていない。但し、「風土記」の神社で式内社とされる神社が後に「總社」・「大氏神」とされた例はある。即ち、宍道町大字上來待の来待神社である。『宍道町誌』によると、「當社は出雲風土記の岐麻知ノ社で、神名帳には来待神社と見えている。元来海村の惣社で、大氏神と称え」（223頁）たとある。参考までに記す。

（11）黒田祐一編『宍道町歴史史料集（地名編）』、宍道町教育委員会、平成7（'95）年、宍道町。

（12）第2章第5節注（1）『宍道・女夫岩遺跡整備構想』（前編①

24 3（'85）年生・昭和19（'44）年没）の代までの住宅。勝良の代で筋（右）向いの現在の居住地大字宍道（'40番地に移る）の向い、現田中医院（8）駐車場の地。昭和42・43（'67・'68）年頃まで此處に設けられたのを秦氏は実際に見ておられる。③ 7。昭和40（'65）年旧国道9号線の北西側宍道湖岸が干拓化されて現在の昭和区

術的価値について」として、小字宍岩の地名を女夫岩『風土記』猪岩説の根拠の一つとしようとしておられる。これは、宍岩の小字名に古い歴史があるものと解したためであろう。しかし、地図(4)ト字宍岩の周辺には広い範囲に字女夫岩がある。女夫岩の名は、天和3(1683)年の『抄』に「女男岩」とあるから、江戸時代前期に遡る。一方字宍岩は、この字女夫岩の中に小さく限定されて女夫岩の存在する箇所のみを範囲としている。これは、女夫岩猪岩説¹⁾の発生後にこの小字名が生まれたことを示している。

宍道(池田)氏の作った女夫岩猪岩説²⁾とその後の動向なども現代におけるその一例と思う。即ち、女夫岩(地図(2)(5)ト)は昭和初期にはその信仰は既に失われ³⁾、平成元(89)年8月当時はただ名前だけが知られているだけであった(宍道町教育委員会事務局の職員の方々の談話)。それが高速道路(松江・尾道線)の用地に掛かったことから、平成8(96)年の保存運動中に女夫岩猪岩説³⁾が復活した。しかし、その後平成10(98)年3月に刊行された『宍道町ふるさと文庫13出雲国風土記にみる宍道町』(宍道町教育委員会編・発行)には『風土記』猪岩石・犬像石が女夫岩と石ノ宮神社(前編①地図(2)(5)B)の孰れであるか……服部)今に至るまで明確な答えは見つかっていません。おそらく、今後もそう簡単に決着することはないでしょう。(12ペ。第2章「地名の起りと神の社」。本章の執筆者は錦田剛志氏(島根県埋蔵文化財センター)か木下誠氏(宍道町教育委員会)の孰れか(卷末「著者紹介」による)と判断を下していない。

ところが、平成10(98)年7月29日現地を訪れて見ると、女夫岩(地図(2)ト)の南側の東部総合家畜市場に北接する道路から、かつては存在しなかつた女夫岩へのアクセス道路が設けられ、その登り口に写真(1)の如く「女夫岩 出雲国風土記登場地 大国主命が追いかけた猪の形をした岩」と彫られた石碑が新



写真(2) 石ノ宮神社案内柱



写真(1) 女夫岩案内柱

「出雲国風土記登場地 大国主命とともに猪を追いかけた犬の形をした岩」(銘文) (平成10(98)年7月29日撮影、50ミリレンズ)

「出雲国風土記登場地 大国主命が追いかけた猪の形をした岩」(銘文) (平成10(98)年7月29日撮影、50ミリレンズ)

たに建てられていた。そして、女夫岩から直線で約2kmも離れた、かつては両地点を結ぶ（山）道もなく、（地図5）参照）両者を直接見較べることもできない石ノ宮神社（地図2）（5.B）に写真(2)の如く「石宮神社 出雲国風土記登場地 大國主命とともに猪を追いかけた犬の形をした岩」と彫られた石碑が建てられていた。学的な根拠も建立の主体者名も記されておらず、寔に要領を得ない思いで帰った。これなども伝説が一人歩きをする例ではないかと感じた。この種の伝説的な碑文等は全国的に見れば恐らく枚挙に暇がないことであろう。例えば、松江市坂本町の澄水山山頂附近に建てられた「勘助地蔵」とその碑文「自由恋愛の始祖」も、私が実際の勘助を知る上本庄町故鈴木勇氏（明治35～'02年生）・坂本町矢田弘氏（大正元～'12年生）から聞いた所と『島根町誌』の記載から総合すると、昭和58年をさして遡らない近い過去に発生した伝説が一人歩きを始めた例であると思う。上本庄町では現在「恋愛地蔵」と呼んでいるという。今後はさらに一人歩きが進む可能性がある。

* 女夫岩信仰の断絶

石ノ宮神社宮司古瀬美明氏夫人巨江氏（大正12～'23年生）によれば、「昭和8（'33）年小学校4年生の時に、担任の藤岡先生がこのようなことに関心を持つておられたことから、学校の遠足としてではなく、女夫岩に引率して下さった。その時は、今のOM製作所宍道工場の東の木次線踏切を渡つて林の中を通つたが、当時女夫岩の周辺はジャングルになつており、お参りする者もなかつた。」といふ（平成10（'98）年7月29日談話）。

私が女夫岩の附近に住む川島隆夫氏（大正9～'20年生）のご案内で昭和63（'88）年8月19日に初めて女夫岩を調査した時には、古瀬巨江氏が利用した女夫岩池堤の脇を通つ

て参拝する道は完全に雑木で塞がれて接近できず、南の牛市場側から山道のない尾根を越えてでなければ近付くことができなかつた。女夫岩の直下も雑木で完全に埋もれ、岩の下に祭壇や広場がかつてあつたことを川島隆夫氏はご存知なかつた。従つて、女夫岩信仰は近現代においても相当長期に亘り断絶していたことが知られる。

また、大字白石の通称坂口地区（前編①地図5.2）在住の伊原茂夫氏（大正15～'26年生。大字白石33番地）によれば、「私は子供の頃から女夫岩のあることは知っていましたが、女夫岩を70年この方拝んだことはありません。私共の坂口地区にとって女夫岩は縁のある所ではなく、度々拝みに行くということはありませんでしたし、有名なものならば年1回位の祭りがあつても良い筈なのに何もありませんでした。女夫岩は、高速道路が出来るに当り有名になつたものです。このような実情から、地元としてはいさゝか驚いております。」（平成9（'97）年9月8日談話）と言われる。

以上により、女夫岩信仰の平成8（'96）年3月当時の実情が知られる。

しかし、前掲『宍道町ふるさと文庫13出雲国風土記にみる宍道町』第2章「地名の起りこりと神の社」に「重要なのは『女夫岩』、『石宮神社』ともに古代以来、人々が自然を敬い崇め祭つたことを物語るかのように、神聖な場所として今も祭られていることです。」（この箇所の執筆者は錦田剛志氏（島根県埋蔵文化財調査センター）か木下誠氏（宍道町教育委員会））とある。これは女夫岩の右の実情を記したものではない。また、「今も祭られていることは、『古代以来（中略、服部）崇め祭つたことを物語る』ことを必ずしも保証するものではない（但し、古代以来……物語るかのようだ」と曖昧な表現にしているが）。女夫岩については、発掘調査に

よる限り、古墳時代後半以後近世までの間に断絶がある。

そして、文献上では『抄』(天和3(1683)年)「村中^{ニ有}女男岩」^{メイガイハトヨ}、が目下の初見で、時代が下り千家俊信の『出雲国式社考』(原稿の成立は天保2(1831)年以前の成立)に獅子岩又は夫婦石の名で紹介され、さらに横山永福の『考』

に天保13(1842)年横山が此處を訪れ「夫婦むつましからぬもの、詣づれば(中略、服部)必其証しあるとそ」と具

体的な信仰の有り方を記録している(B論文9ペ下段~10ペ上段)。従つて、連続的であつたか否かは断定できないが、少なくとも近世にはその信仰が再生していた。そして、前編①第2章第5節注(1)(24ペ上段)の如く、明治3(1870)年当時も講中で祀られていたから、天保13年から明治最初期にかけても継続していたことが判る。その後の断絶の開始時期は目下のところは明らかでないが、近・現代の間にも右述の如く信仰は断絶していた。私が平成9(97)年3月23日発掘後の女夫岩に初めて訪れた時には、岩に注連縄を回らし御幣を立て、祭壇に賽銭や清酒が供えられていた。

また、平成10(98)年7月29日に再度訪れた時も同様で、

(今度は)向かつて右側(西南西側)の岩の中ほどの所に石祠(新造ではない)が据えられ、ここにも賽銭が供えられていた。この石祠は平成9(97)年3月23日の調査時にあつたかどうかは記憶にない。それより以前の、昭和63(88)年8月19日の調査時の写真(B論文130ペ写真(39))にこの石祠は写っていないし、平成元(89)8月23日・平成2(90)年11月20日の計測時にも存在しなかつた。これらの祭祀(?)は平成8(96)年3月頃以後の女夫岩保存運動を機として再興したものだから、右の「古代以来……物語るかのように……今も祭られている」は、実情を知らない者に誤解を起させる記述である。また、石ノ宮神社についても、

(14)

平成8(96)年3月22日私も参加した島根県大社町大字杵築北、大社漁港の前(東)の「玉尾稻荷」(崩^{クル}稻荷)を再興した講中による初午祭りの直会での再興にまつわる夢のお告げ等の幾つかの話題(お札が天井から落ちて来たことが後の不運と暗合する、という会話など)をめぐる熱心な会話にも、一種特異な情熱が伴つていた。私は昭和60(85)年4月京都伏見稻荷大社に参詣した。この「お山」には多種多様な祭祀物が並び、山中には一種靈威を感じさせる異様とも言える雰囲気が漂っていた。山中に特別に区画された自家用の祭場の中で憑かれたよう祈禱していた20才前後の女性の姿には、前編①117モ126に通ずるものがあるようと思われる。

(15)

【出雲国風土記】の方位のずれ資料

D論文附説(1)「出雲国風土記」の方位のずれに加える資料が雲松寺副住職糸賀由法氏の談話の中にも見つかったので、この機会に報告する。即ち、雲松寺の本堂正面と宮田薬師堂正面の方位について糸賀氏は初め私に次のように語った。

雲松寺の本堂の正面の向きは北向きで、宮田薬師は寺の本堂を正面に見て左側に10m位離れて、本堂の側面に対し直角に西を向いて建っています。(平成10(98)年10月21日電話)

しかし、前編①地図(3)2を見れば判るように、本堂の向きは西北西が正しい。従つて、宮田薬師(地図(3)2)の正しい向きは南南西である。後に、磁石での向きを再度お尋ねすると、今

私はB論文第16章第4節「石ノ宮神社の創祀」において江戸時代前期頃「それまで神社のなかつた場所に新たに創祀したものと思われる。」(100ペ上段21行目)と述べた。こちらも古代以来祀られて来たという確証は目下のところ全くない。同書は啓蒙書であるだけに学問的に正確な記述が一層必要であると思う。

(12)

度は後者の正しい方位に改められた。(平成10年10月31日電話)

従つて、初め磁針での方位を意識せずに説明せられた時には、正しい方位よりも北が西に向かつて約70度(西が南に向かつて約70度、ずれていたことになる。これも、地図(5)（敗戦後行なわれた昭和区干拓以前の地形を示す）の如く、宍道町の市街地の湖岸が北西に向かつて湾曲していることを忘れたために起つた錯覚である。こうした錯覚は「現地を思い浮べて記述しようとする時に（湾曲を忘れがちだから）起りやすい。」とD論文（25ペ段）において述べた。

(16) 114は『宍道神社ニ係ル雜記』63丁オ～64丁ウに記載されている。その一丁半前の61丁ウに「明治三十一年中秋松江なる真野義盾の送るうたに（歌、省略……服部）義盾の父ハ真野大丈といふ神西房雄小野行学の舎弟なり」とあるから、114は明治31

(17) (1888) 年中秋以降の作成か。

(17) 石ノ宮神社境内に現在末社として熊岩神社が祀られている。

しかし、この神社は上白石地区の熊野神社（前編①地図(2)Aが旧社地。元は西城寺の鎮守）と下白石地区（宇岩谷）の岩谷神社（字岩谷の氏神。地図(2)Cが旧社地）を移転・合併して出来た神社（B論文94ペ下段20行目～95ペ上段1行目）である。もとの熊野神社・岩谷神社も、「白石浜より五丁余り南二入り左手ノ山手」という地理と合わない。

(18) 宍道家の諸文書中に、「抄」が宍道駅に「三十里」を採用したこととは誤りである、と繰り返し説いている。私も加藤義成氏が巻末記の「三十八里」を採用せられた説に従い、「大字佐々布字藏敷の人家部」に宍道駅を比定した（A論文28ペ～32ペ）

(19) 宍道町の郷土史家石富寅芳氏は「宍道町村絵図」の作成時期について、「年号については記載がありませんので推定の域をでませんが、現在の番地と共通の点があり、松江市の事例などを参考にしながら考えると、明治一〇年前後の作製と考えてい

かがでしょうか。」とせられる。（石富寅芳『宍道町ふるさと文庫7

宍道の町並みスケッチ』72ペ、宍道町教育委員会、平成7（'95）年、宍道町）

(20) 島根県教育委員会作成資料「女夫岩遺跡・石宮神社境内」（作成年無記。平成8（'96）年7月以降作成）

(21) 前編①第3章注（4）（31ペ下段～32ペ上段）において、大字佐々布の字舞屋を「駅屋」と関係する可能性があるとする勝部昭氏の考え方に対し、私は「この水田地帯（平野）の「前にある家（屋）」を地名起原とし、出雲弁の工音とイ音の接近から「舞」の字が宛られた可能性がある。」から、慎重を要すると述べた。実際、この150bに「前屋」とある。この150bの「前屋・畑・下海辺」は現在の大字佐々布内の地名（畑は佐々布畑、下海辺は下海部）である。

(22) なお 第3章第2節は宍道家が佐々布本郷という地名をもつて「風土記」宍道郷の「本郷」とすることに反対したものであり、佐々布本郷の地の歴史性そのものを否定したものではない。

(23) 但し、どの地域でも均等割という訳ではない。石ノ宮神社の場合、1年間の諸費用の全額の2分の1を氏子が資産割り（資産に応じて割り当てる）で負担し、残り2分の1を均等に負担している（平成10（'98）年7月29日古瀬美明宮司談話）。

117 18丁（8丁）～19丁（9丁）（前編①19ペ上段15行目～20行目）で峰清の父幸雄は「坂口面 王子権現 当時神主万寿男 右往古ハ伊原少膳トイフ者宍道家之城内鎮守之社ヲ我持分之土地へ移シ神職相勤メ後万寿男へ相譲リ候由ニテ今ニ至迄其家ニ健ヲ預リ社モ自分ニ建立ニ致シ候」と記している。

王子権現の最古の棟札が正保4（1647）年で、その銘文に田畠宮山の寄附を記しているから、この時が1511行目「白石村字美田ヶ迫」における王子権現の創祀であろう。但し、その由緒については疑問である。即ち、151に「宍道伊予守此社下ニアル

ヲ不可トシテ当今伊原一郎ナルモノ、先祖其方所持ノ山内へ社地替スヘシトノ命アリ故ニ伊原氏所持ノ山内へ移転シ自分一^(二)巳ノ鎮守トシテ奉仕セリト」とあつて、伊原氏が自家の鎮守として祀つたのは宍道伊予守の命によるとする。この伊予守が誰であるかは問題があるけれども、いずれにせよ伊予守と右の正保4(1647)年とは年代が合わないから、由緒については同社の權威づけのための「伝説」の可能性がある。

* 井上寛司編著『宍道町歴史史料集（中世編）』（宍道町教育委員会発行、平成4（'92）年、宍道町）において、井上氏が信憑性について疑問ありとして「参考」史料として収録せられた宍道氏系図のうちの（三）（四）の久慶に伊予守の官途を附す（254ペ・256ペ）。また、豊龍寺（現大字白石）蔵の同寺開基「豊龍院殿心月普得大居士」座像の銘文「天正五年：宍道伊予守」については、從来宍道政慶と理解されて來たが、井上氏はこれを否定して、座像を政慶の父隆慶とし、銘文の「伊予守」を政慶（政慶が伊予守を称した史料は目下見ないが）と解せられる（同書187～188ペ）。

五 宍道神社（神）社説成立の可能性の検討

第4章において、両大坪側の主張する三崎神社「説」の諸論拠を取り上げて批判検討してきた。本章においては、地名と棟札の上からさらに検討を加えることにする。

（一）地名字猪道山の信憑性

三崎神社旧社地が⁽¹⁾字「猪道山」（前編①「はじめに」2頁上段6行目）であったことは、私の宍道社・宍道神社説の根拠となり得るであろうか。即ち、A論文において「三崎神社旧社地の字名は『宍道町大字宍道

字猪道山』である」（62ペ8行目～9行目。傍点は原文）とし、「『風土記』『宍道郷』の中心地にあって、現在の大字宍道と大字白石の氏神として、宍道町の中心部を広く見渡す『猪道山』に鎮座していた三崎神社が、他の社よりも宍道社の可能性が高いと目下のところ考える」（64ペ5行目～7行目。傍点は本引用に際して打つ）として、字猪道山の地名を根拠の一つとしようと考えた。

しかし、その後、B論文においては「この旧社地のある場所は『大字宍道字猪道山』である。この小字名は『大字宍道にある山』の意で命名された可能性があるから、この小字名を宍道郷の郷名起原にすることは危険である。」（82ペ下段14行目～17行目。傍点は原文）と、字猪道山を宍道郷名の遺跡と見なすことに慎重な態度をとった。

そして、前編①第4章第2節（39ペ下段3行目）において、明治8～9年作成（推定）の「宍道町村絵図」の字「北津」が（両大坪の影響により）新作された地名である可能性が大きいと述べた。字「宍石」の地名も宍道（元は池田）氏が女夫岩を猪像石に附会して宣伝した結果と見なされる（前編①40ペ上段1行目）。こうした動向からすると、字猪道山の地名は（古代から伝わった）宍道郷の郷名に起原するものではなく、むしろ「宍道（神）社の存在する山」であることから命名された可能性の方が大きいと考える。實際、地図③2の如く、字猪道山の範囲は、三崎神社（「宍道（神）社」）旧社地（地図①②③）を中心とする小さな範囲に限定されている。

峰清も⁽²⁾130（前編②4ペ）において三崎神社の「社地ハ左雲松寺山地名ヲ俄然猪道山明細ト書セリ」（傍点は服部）とし、俄かについた地名であると言っている。イセン山について峰清はE論文69において「（右イセン山）（尼僧ノ名ナリト）」の注を附している。「尼僧ノ名」であるか否か真偽の程は判らないが、麓にある寺の名から「雲松寺山」の名が附くのは自然である。次節に述べる如く、「宍道神社」が今の字猪道山にあったのは⁽³⁾135（前編②）154（次節）元禄3（1690）年に確實に遡るから、「猪道山」の地名が命名されたのは、必ずしも明治初年の「字限

図一作成時に限定することはできないと思われるが、峰清は、右の如く最近に附けられた地名と言っている。前編①第4章第2節の「北津・西津」は宍道氏の批判通り新たに唱えられた地名の可能性が大きいと思うから、130の「猪道山」を俄かについた地名とする峰清の批判もあながちに無視することはできないと考える。これも両大坪が宍道（神）社にちなみ『風土記』の宍道郷名起原神話の知識で命名した可能性がある。

以上により、字猪道山の地名をもつて宍道（神）社の根拠と直ちにすることに対する対しては、現在では消極的にならざるを得ない。D論文において私は、「慶長の検地帳の地名が明治の小字名として継承されていない例は幾多もあるから、地名の伝承力というのも古代から近代まで継続して残存し得るほど一般的には強いものではないという感触を持つ」（26頁下段10行目～13行目）とし、「この点の取り扱いに慎重さを必要とした事例については、別に言及する機会もあろうかと思う。」（27頁上段14行目～15行目）と予告した。A論文において、字猪道山を三崎神社旧社地宍道社説の根拠の一つとしようとした私見も、その一例となる。

（二）棟札類による裏付けの可能性

両大坪は114R（前編①12ペー上段）で「慶長ノ棟札ニ三崎ト記シタル：三崎神社共慶長ノ頃棟札ニ書記」とする。しかし、述べた如く現認できた祇園両社の棟札と棟札写しで三崎神社の名を確認することはできない。但し、宍道家側も116チにおいて「天保三年栗原一貫述」の書から「宍道社（中略、服部）但シ永正年ノ棟札ハ御崎宝社ト載レリ」の一文を引きながら特別に批判を加えていないし、また、117ムにおいても「古き三崎社之証拠之棟札ある事をいとひ」として、三崎（宝）社の棟札の存在自体を否定していない。

さらに両大坪は14S「元録三年午十月再建ノ節ヨリ復旧名只今追宗

道神社ヲ申唱」とし、その復旧は「無謂社号等相改候儀ハ於公事不被為成」こと故、正当な筈のものであると主張している。確かに114Sの元禄3年の再建以降「宍道神社」と唱した神社があつたことは、元禄3（1680）年の135と正徳6（1716）年の136に「宍道社」、154元禄3年の御輿寄進札に「宍道神社」、文政元（1818）年の図123に「宍道社」とあることで、虚構ではないことが判る。これらに基づいてであろう、後大坪（高津）は『明細帳』121に「三崎神社ノ称一時記載スト雖モ元録年間ヨリ社号旧ニ復シ引続棟札ハ宍道神社ノ称顯然タリ」とする。ところが、「旧藩神社御取調ノ際隣村神官ヨリ社論ヲ發シ社号未タ定マラサル」理由によつて、「當今仮リニ三崎神社ト称」しているだけであるとする。これが、『明細帳』の取り調べ（「起明治十二年」（1879年）自明治十三年至全十四年取調）……C論文146ペー上段10行目～14行目）当時の現状であった。

秦武男氏は、「宍道神社の名称は古くからの名称であり、現在宍道神社名の版本は氷川神社に現存しますが、三崎神社の版本はありません。」と言われる（平成9（'97）年8月12日談話）。両大坪は114S「元録三年午十月再建ノ節ヨリ」「今迄宍道神社ヲ申唱」えて來たといふ述べた如く、この主張は前掲135（元禄3（1680）年）・136（正徳6（1716）年）、さらに以下に掲げる154（元禄3年）・155（天明5（1785）年）によつて証される。

現在の氷川神社本殿内には御神鏡が2面あり、155に「宍道神社」、156に「祇園社」とあるから、少なくとも元禄3以降はこれが後の三崎神社と氷川神社の正式の社号とされていたものと考えられる。但し、135の「宍道社」の左横に「祇園社也」の注記があるから、三崎神社は宍道社（宍道神社）よりも祇園社の通称の方が有力であつた時期があつたようである。

峰清はこの「宍道神社」の社号について、「雲陽誌ニ社号ナシ世人北ノ祇園社（中津祇園社）の書き誤り……服部）ト云フ又中津ノ宮又三崎社ト云フ」（『遺考』（三崎神社）35丁ウ）とする。しかし右によれば、

中津ノ宮・中津祇園社は（少なくとも元禄3年以降は）宍道神社の通称とされていたことになろう。雲陽誌に「祇園社」と記して北ノ祇園社のみを掲載するのは、中津祇園社を漏らしたものかもしれない。

154 [表]

元禄三年

界以註連 神明心切

小豆澤八郎右衛門

雲陽意宇郡完道郷完道神社

讓議國家 神明心賑

奉寄進御輿一字

志主

枚枚闇宮 神明心濬

小豆澤五右衛門

嗟神徳堅 万世無磷

庚午六月吉日

波羅伊玉意清出^{日2}玉布

(元禄3 <1690>年6月吉日宍道神社御輿寄進札)

155

雲州 願主 完道神社 七世 木幡与右衛門 親良事

平田木佐徳三良永久

庚午五月乙巳三月二十四日

(氷川神社本殿内天明5 <1785>年3月24日完道神社御鏡銘文)

156

奉獻

雲州完道

祇園社御神鏡

久右衛門事

木幡八世善三郎照良

願主

木幡九世与右衛門将良

(寛政12 <1800>年10月祇園社御鏡銘文)

このほか、¹¹⁴によると、「厭賊難奉願（中略、服部）木幡久右衛門方へ預り居候天和三年中認ノ宍道神社一軸」があつたけれども、「已ニ伝説モ焼失ト相成残念至極」という。¹¹⁴に加えた注で峰清はこの宍道神社一軸が「他家ニ預ケアルヤ自家ニ於テ焼失セシヤ有無曖昧タリ」と批判している。明治3年当時両大坪はその所在について確信が持てなかつたため、右のような曖昧な表現になつたのかも知れない。『八束郡誌』に天正13年の棟札が木幡家に保管されている旨が記され、また第4章第1節に紹介した（前編①34ペ下段21行目）如く、只今の木幡

157 [表]

神主 大坪対馬平章久 大工 飯塚信七
大坪播磨平富久 塗師 玄行嘉七

奉再建祇園社御輿一字 願主小豆澤与一右衛門源勝貞

金具師山本三郎兵衛
猪原小作

元禄三年

維時天保六乙未七月吉祥日

〔裏〕

(無記)

(天保6 <1835>年7月吉祥日祇園社御輿再建札)

奉修覆祇園社御輿一字 志主

〔裏〕

維時万延元年

大坪主水平正久

庚申四月朔日

(万延元 <1860>年4月朔日祇園社御輿修覆札)

奉修覆祇園社御輿一字 志主

奉修祇園社御輿一字 本願木幡久右衛門源質良

〔裏〕

維時万延元年

大工 伊藤徳石衛門

庚申四月朔日

(万延元 <1860>年4月朔日祇園社御輿修覆札)

〔裏〕

庚午六月吉日

波羅伊玉意清出^{日2}玉布

(元禄3 <1690>年6月吉日宍道神社御輿寄進札)

奉寄進御輿一字

志主

枚枚闇宮 神明心濬

小豆澤五右衛門

嗟神徳堅 万世無磷

小豆澤五右衛門

志主

波羅伊玉意清出^{日2}玉布

(元禄3 <1690>年6月吉日宍道神社御輿寄進札)

奉寄進御輿一字

志主

波羅伊玉意清出^{日2}玉布

(元禄3 <1690>年6月吉日宍道神社御輿寄進札)

奉寄進御輿一字

志主

波羅伊玉意清出^{日2}玉布

(元禄3 <1690>年6月吉日宍道神社御輿寄進札)

奉寄進御輿一字

志主

波羅伊玉意清出^{日2}玉布

(元禄3 <1690>年6月吉日宍道神社御輿寄進札)

修介家にも北ノ祇園社と三崎神社の棟札の実物計5枚が保管されていることから見て、そのようなことはあり得たと思う。火災盗難を避ける目的のみならず、棟札を本願の権利として自家に保管することがあつたらしいことは¹⁵²（6ペ上段26行目「本願主棟札持來アルトキハ）からも知られる。この「天和三年」（1683）の一軸が存在したのであれば、宍道神社の名称は、¹³⁵⁴元禄3年からさらに7年遡ることになる。宍道氏の¹¹⁷によると、「宝曆度之書出にて御確定ニ相成候」とあるから、宝曆（1751～1764年）にも神社の「書出」が行なわれたものと考えられる（これに相当する文書は宍道家の文書中に未見である）から、年代的に見て、この時も三崎神社を宍道神社の社号で提出していた可能性が大きい。

114 Sの「元録三年」に宍道神社名に「復旧」した根拠が何であつたかは、目下のところ明確な史料を見ていないので判らない。「慶長ノ頃」（114 Q）とは約94年を隔ててはいるが、栗原氏の功績が棟札や文書、あるいは口承等の形で伝わっていたのであろうか。峰清の如く、この復旧が恣意的であったと想像し、「当時佐田ノ神主出雲国十郡ナルヲ三郡半ノ指揮ヲ預リ部内ノ神社ヲ私ニセリ此時社号変革専ラナリ爰ニ至テ三崎神社ヲ式内宍道神社ト云フト」（『遺考』（三崎神社）35丁ウ）と断ることもできないのではないか。大森大明神が宍道神社であるという確証が宍道氏側にあったのならば、「宝曆度之書出」にその旨の根拠を書き記すことは可能であった筈である。しかし、棟札類に見る如く、当時三崎神社は「宍道神社」を称していたのであるから、大森大明神を宍道神社として書き出せば、当然社論が生じたであろう。それを行なわずに、幕末に至り「此度之御調ニハ」宝曆の取り調べは「乍恐不及」（117 R）と宍道氏は主張するのであるから、両大坪側が唐突に感じた（113 M）のはもつともである。

但し、元禄3年に宍道神社に復旧した後も、元禄6年8月佐陀神社に提出した社号書出帳（E論文21）においては、「祇園両社」と記している。これは、右述の如く三崎神社が「宍道神社」としてよりも祇園

社の名で一般には知られていたことを示すものであろう。

氷川神社の棟札で現在知ることのできる最も古いものは、『八束郡誌』掲載の「天正十三年大禮那宍道政慶の祇園社修復棟札」（但し、前編①36ペ上段26行目に述べた如く、実物も棟札写しも木幡家に現存せず）である。峰清は「当社ノ古棟札社僧ノ認書ニシテ梵字アリ恐ラクハ立雲院竜化院ノ別当ガ掌ル習合ノ社ナラン」（『遺考』（氷川神社）31丁オ）とするから、峰清は何らかの方法により氷川神社の古棟札の実物もしくはその写しを見ていた可能性がある。立雲院竜化院は『雲陽誌』に見えず、文書¹⁹『寺院遺考』に「岡ノ目（大字佐々布の地名。地図⑤ヌ。オカノミエ……服部）竜化院」（「佐々布妙岩寺」73丁ウ）とある。祇園社は言うまでもなく習合の社であるが、峰清の言う両院に係わる史料は以下のところ管見に入らない。しかし、氷川神社の2番目に古い棟札である前編①124 a（慶長9（1604）年棟札には、「棟上同遷宮導師岩屋寺」とある。この岩屋寺が宍道町大字上來待字佐倉にある現眞言宗大覺寺派の寺であれば、同寺には修驗道の時代があつた。また、前編②133正保3（1646）年12月19日祇園社（後の氷川神社であろう）棟札には「聖主天中天迦陵頻伽声・哀愍衆生者我等今敬礼」の文言が記されている。これは大字白石字岩谷の鞍馬寺毘沙門堂の「〔大同〕元年戊二月」棟札とほぼ同じ文言であり、習合色を残している。

氷川神社の直下（西）に正定寺のあることも注目される。祇園社（氷川神社）は「佐々木高綱造営し六道高慶再興す」（『雲陽誌』）と言うが、峰清は「按スルニ寺号ノ正定ハ佐々木氏ノ正定ナラン佐々木ノ一統名以寺号トセシ例アリ尚考フヘシ」（『寺院遺考』（正定寺）62丁オ）と推測している。『続群書類從』所収の佐々木系図には正定の名は見えず、信憑性の程は判らないが、氷川神社に神仏混淆の時代のあつたことは当然考慮に入れなければならない問題である。右の遷宮導師を勤めた岩屋寺に祇園社の別当か社僧がいた可能性も考えねばならない。

『雲陽誌』の神社の多くは、「明神・・権現」と記してあるから、三崎神社の前身として、元禄の再興以前に今の宇猪道山に

あつた神社が果して「宍道社」或いは「宍道神社」の社号を持ち、その社号が周知されていたか問題である。中津祇園社（「宍道神社」）にかつてあつたという棟札「三崎（宝）社」の名も習合色を感じさせる。

従つて、栗原某が「慶長ノ頃」氷川神社の社山から遷したことが事実であつても、果してその社が、両大坪の言葉通り衰微した式内宍道神社であつたと見なして良いものか危惧が残る。即ち、「宍道（神）社」を正式の社号としながらも実際には²¹ 1356の如く（中津）祇園社の名で知られていたことからすると、（栗原氏）が北ノ祇園社（氷川神社）の分靈を勧請した社を、後に（元禄頃の御再興の機運の下に？）式内宍道神社（『風土記』宍道社）として「再興」²² 114Sには「元禄三年午十月再建」とある。²³ 1354御輿寄進札には「元禄三年庚午六月吉日」とあるしたもの、それまで親しまれていた祇園社の名で引き続き呼ばれた（『雲陽誌』に祇園社一社のみを載せ、中津祇園社を記していないのは、「両祇園社」として「一体」視されていたことが原因の一つとしてあるかもしれない）という可能性も考慮すべきではないかと思う。また、神仏混淆という観点からは、氷川神社の西麓に正定寺があつたように、地図²⁴（7）の如く三崎神社旧社地の北西山麓×字海運山の地にかつて今の大雲寺があり、同寺に「宍道（神）社」の本願主（後述）小豆澤家の墓地のあることも気になる。

三崎神社と栗原氏との関係をこれまで紹介して来たけれども、「宍道神社」名の目下見ることのできる最古の一等史料である²⁵ 1354御輿寄進札（元禄3年）の實物に記された志主の名は、栗原氏ではなく、小豆澤八郎右衛門と小豆澤五右衛門である。さらに、²⁶ 1355（元禄3年）「宍道社」建立棟札写しの中央には、小豆澤与一右衛門と小豆澤五右衛門を大書している。従つて、元禄3年当時は栗原家ではなく小豆澤家が同社の本願の代表であつたことになる。

この小豆澤家は宍道町第一の旧家（大正15年当時の当主第45世勝良は宍道村村長。代々与一右衛門を襲名）である。次いで木幡家（八雲本陣）、および、木幡家と同祖の葉山家（大正15年当時の当主は源之助）が旧宍

道村の旧家である。3家とも藩政時代に栄え、特に木幡家は「郡内の富豪」で、代々久右衛門を襲名した²⁷。

従つて、²⁸ 1354元禄3年の再興時の本願の筆頭である小豆澤氏が三崎神社（「宍道神社」）の社殿の建築や行事の費用の多くを負担したと思われる。社殿のほかに御輿（154）も同家が単独で寄進したのであるから、非常な富豪であつたろう。この再興時に栗原十左衛門は10人の本願中の1人に過ぎなかつた。本稿第4章第5節（4ペ、上段21行目）にも触れた如く、この十左衛門は²⁹ 132133の庄屋を勤めた栗原家の人物と推察されるから、³⁰ 1354元禄3年の再建時には往時の勢力を失なつていたのではないかと思われる。

³¹ 1355の小豆澤与一右衛門（宗富）・小豆澤五右衛門は、「宍道村小豆澤家系譜」に見える「第三十七世与一右衛門勝吉 宝永七年八月廿八日卒鉄心宗富居士」と「第三十八世五右門³² 勝之後勝命 宝永五年十一月十五日卒虚巖道空居士」に該当する。小豆澤氏は³³ 11（元禄8～1695年）の稻荷三神靈廟（地図1、図6、13P）の創祀、³⁴ 137（享保20～1735年）の客大明神（地図1、図12、8小豆澤氏邸内³⁵）に祀り、近隣の者も参拝した）の創祀においても本願の筆頭であり、その地位は明治時代まで変らなかつた。これらにより、同家の家格の高さの程が知られる。

これに対し、栗原氏は既述の如く、³⁶ 132133以後は家運はさらに衰退していくようである。³⁷ 1322（寛永20～1643年）以前における栗原氏の社会的地位を知る史料は目下のところ管見に入らない。³⁸ 135以降の宍道（神）社（三崎神社）の本願の筆頭は小豆澤家であつたから、棟札が残つていれば小豆澤家にある可能性がある。また、宍道（神）社が元禄3年に再建される以前の神社（宍道社？三崎（宝）社）の本願が栗原氏であつたのなら、元禄3年再建以前の棟札は新左衛門の後裔の家に伝わった可能性もある。しかし、³⁹ 150aの如く、秦武男氏は新左衛門の後裔は現在判らないという。小豆澤家の後裔である小豆澤良久氏（大正2～13年生）は現在も大字宍道1410番地に在住であるが、同家には棟札は残っていないと言われる。即ち、

159 我家が三崎神社の本願であつたことは祖父勝良(安政3
(1856)年生・昭和19(44)年没)と父利之助(明治20(1887)年生・
昭和40(65)年没)から聞いている。しかし、棟札は我家はない。

我家は元は木幡家の北隣にあつたが、祖父の代に現在地に移つた。
棟札は、旧宅時代にはあるいはあつたかも知れない。(平成10(98)
年9月16日談話)

以上の結果、元禄3年以前の「宍道(神)社」、三崎(宝)社と栗原氏との係わりを直接示す史料は目下のところ見ることができないということになる。しかし、叙上の棟札類によつて幕末に大森神社側が主張を始める遙か以前の元禄3年当時字猪道山に「宍道(神)社」と称する神社が実在したことは立証されたから、この点においては両大坪の主張は裏附けられる。また、それ以前に三崎(宝)社と称する社のあつた可能性を完全に否定する史料も見ていない。けれども、この「宍道(神)社」が『風土記』、或いは『延喜式』の同社に当たるものであると断定できる決定的な証拠も目下のところは見ない。¹⁰⁰一方、元禄3年の再建以前に、氷川神社の社山から衰微した宍道(神)社を栗原某が移したとする「伝承」、また、それを裏附ける何らかの資料が當時あつたことから叙上の両大坪の主張がなされた、ということを否定する史料も見ない。

(2) 上來侍の岩屋寺については『八束郡誌総説・町村誌編』に次の如くある。「當寺の創立年代は不詳なれども、過去帳に、第一世阿闍梨學尊 天和二(837)年九月五日寂 松平綱と見えて居るから、恐らくは中興の開山であつたらうと思はれる。この辺り蒼葉密樹蔚然として天を蔽つて昼なほ暗く、大巖峭立して、青苔巖壁を封する處、靈氣肌に徹する感がある。大巖窟内には一間四方の薬師堂を嵌入して、伝、行基作と称する薬師・觀音勢至三尊の靈像を奉安し、蒼苔に鎖された岩壁には、仏像又は梵字彫刻の佛を存して居る。薬師堂の左方の巖角に飛瀑が懸つて居て、林間に白布を晒すが如く、附近に藏王權現北山權現の小祠がある。」¹⁰¹原本旧漢字とあり、いかにも修驗道場の感がある。この様子は『雲陽誌』の記載当時の様子とほとんど変つていない。平凡社『日本歴史地名大系33島根県の地名』には、薬師堂のそばに「室町時代と推定される五輪種子板碑二基がある。」¹⁰²とする。

『宍道町史(資料編)』¹⁰³547頁、『宍道町史編纂委員会編、宍道町発行、99(平成11)年、宍道)によると、高野山中嶋坊所蔵「過去帳写」に「泰翁常舜 雲州宍道八郎佐々木政慶之也。取次岩屋寺。天正七年四月二九日。」とあるといふ。

(3) 注(2)『八束郡誌』469頁。

(4) 浄土宗。開基不明。元禄14(1701)年没の性譽香栄和尚の中興。享保18(1733)年2月29日の仲津大火で焼失。同年5月藩命により再建という(ふるさと宍道伝承の会編・発行『伝承 しじの里』85頁、平成9(97)年5月、宍道)

(5) 「宍道(神)社」再興の契機を示す史料はまだ管見に入つてない。嵐義人氏のご教示によれば、「元禄期は綱吉と母桂昌院の援助による東大寺大仏殿や諸社寺の再建復興を始めとする、(神)社」の所在地であることから生まれた可能性があると考

えられるから、後に漢字に引かれてイエノメツヤマと呼ばれるようになつた可能性も考慮しなければならない。

(2) 上來侍の岩屋寺については『八束郡誌総説・町村誌編』に次の如くある。「當寺の創立年代は不詳なれども、過去帳に、第一世阿闍梨學尊 天和二(837)年九月五日寂 松平綱と見えて居るから、恐らくは中興の開山であつたらうと思はれる。この辺り

(1) 字「猪道山」の読みを、黒田祐一氏編『宍道町歴史史料集(地名編)』¹⁰⁴はシンジャマではなく、「イノミチヤマ」とする。雲松寺副住職糸賀由法氏も「近所の人は普通イノミチヤマと呼んでいるようだ。」と言われる(平成10(98)年12月2日談話)。

(2) この読みが少なくとも明治初年に遡ることを証する史料は目下のところ管見に入らない。この地名は以下に述べる如く「宍道(神)社」の所在地であることから生まれた可能性があると考

御再興の気運の頂点に達した時代で、ために幕府の財政が疲弊した。大嘗祭の復興は貞享4（1687）年。寛永9（1632）年に復興された祇園は元禄4（1691）年湯島聖堂建築と共に盛大となつた。出雲大社の仏教色を廃しての復古は寛文年間であるから、そうした復古再興の動きは、出雲は他国よりも早かつた可能性があるかも知れない。」（平成10（'98）年10月14日私的御教示）とせられる。また、神社本庁の茂木貞純氏は、「葵祭や伏見稻荷大社の稻荷祭を始めとして、元禄時代に諸社寺の古い行事が復興されたことは屢々指摘されるところである。元禄の諸社復興に幕府が係わっていたことはあり得るが、生活が豊かになり人心の安定した時期であるから、諸地方において幕府の指導がなくとも古いものが復興されたことはあったかも知れない。この時期における式内社復興の問題を扱った研究は少ないから、むしろあなたが行なつていいそのような個別の研究の積み重ねによって今後明らかになつて来るのではないか。」（平成10（'98）年10月23日私的御教示）とせられる。

このように宍道（神）社再興について、その契機を直接記した史料が管見に入らないため、本文においては「元禄期前後の御再興の機運の下に？」と漠然とした表現を行なつた。或いは、左記の岡田精司氏の指摘はこの問題についての重要なヒントとなるかもしれない。即ち、吉田家との関係である。

式内社についての考証は決して明治維新に始まるものではなく、すでに近世の早い時期から始まつてゐる。（中略、服部）吉田家は神社の称号を許す「宗源宣旨」を出したが、その際に一つの権威として式内社と同じ社号をつけようとすることがあつた。同じ式内社の名称を複数の神社が争うこともあり、神社界で神名帳の学習が始まつてゐる。吉田家の奉仕する吉田神社境内には、すべての式内社を祀るもののとして吉田兼俱^{***}が造つた斎場所の大元宮もあつた。（岡

田精司「近代の式内社—その創出の実態—」「ふびと」第45号2ペ下段、三重大学歴史研究会、平成5（'93）年、津）。

私はE論文において史料24、25、26に基づき、宍道町大字伊志見の伊甚神社（明治初年に定まる。それ以前の社名は「三社諏訪大明神・杉谷大明神・三社大明神）の社司持田氏が、「元禄の初め吉田家の命により解職となり、代りに後大坪家になつたという。」（22ペ上段17行目～19行目）と述べた。その後、次の160の史料を知つた。即ち、持田神主が「故ナクシテ」村を去つた後も、持田姓の多い伊志見村では持田神主を祀つた美濃神社を本宮（明治維新後の伊甚神社を指す）同様に崇敬したという。

160 持田神主ハ故ナクシテ他邦ニ赴キシト世々通称ヲ美濃ト云ヘシト云フニノ宮トテ祖靈社今存セリ之レヲ美濃神社ト云フ伊志見村人本宮如ク崇敬セリ十月一日ヲ以祭祀ス（『遺考』）（伊甚神社）83丁オウ）

26 26行目～8行目に「美濃美次ニ至リ神仏両部ノ職掌トナレリ于時幕府ノ政吉田家ヲ以テ社寺ノ分限ヲ定メ…」とあるところからすると、持田氏の解職は「両部ノ職掌」に原因があつたかもしれない。

また、同じ「元禄ノ初度」現大字白石の佐為神社（明治初年に定まる。それ以前の社名は「二所大明神・六所大明神）の社司石原氏も同じく「元禄ノ初度」社司を辞め、代りに後大坪家（当時の社司は、E論文史料21の伊甚神社と同じく、大坪主殿であつたと見なされる）になつた。辞職の原因として、次の161に、「後援者（本願主）松本家に原因がある。」とする石原文太郎（石原社司の後裔）の話を宍道峰清が記している。しかし、これを裏附ける史料は見ていない。ともかく、新たな社司として後大坪家が就任するに当たつては、吉田家が関与した筈である。

161 元録年度猿井谷ノ神人アリ石原淡路湯座宿祢アリ故アリテ猿曳トナリ在地ヲ脱ス后楯縫郡鹿園寺村六所ニ住居スル神職

是也

按スルニ六所ノ湯座ノ姓ハ朝廷ノ産婆ノ家ヲ湯座ト云フト野々口隆正ノ直話ナリ（21丁オ）（中略、服部。以上は123と同じ）

一白石村才谷六所大明神コト其元狭井社是也当社ノ神職ハ石原某湯坐宿称ト云フ（中略、服部）此家元録ノ初度故アリテ鹿園寺村六所ニ縁故アリ移転職脈絶タリトイヘトモ今モ此家脈アリ

即今坂口ノ矢頭谷ニ石原家ノ家脈アリ湯座宿称ノ分家タル者二戸此分家又二戸アリ

分家ノ元祖石原市兵衛（享保一年死）

第一世石原市兵衛第二世石原与右衛門第三世石原李右衛門第

四世石原長十第五世石原政五郎第六世石原文太郎第七世石原常

太郎

石原文太郎云フ（三十五年（明治……服部）十一月一日來話寺手形宗門ハ寛文二年ヨリ明治元年マテ一百五年トナル

六所大明神ノ本願タル者ハ松本仁平ト云フ仁平ハ狭井神社ノ本願タリ即今ナル川島豊藏養子邦造一人等カ初テ本願トナル故ニ

松本仁兵衛ハ隨分旧家ナリ（以上21丁ウ）（中略、服部）此松本仁兵エガ子孫ハ天保ノ末專称寺ノ後へ移転セリサコノ綿打ト

云フ元才谷烏帽子形ノサコト云フ所ニアリ是ヨリサコト云フ則松本只四郎カ家是ナリ（中略、服部）狭井神社ハヒナガラ山ニアリシヲ松本某ナルモノ只今ノ所へ移セント云フ社山畑ハ都

テ松本某（仁兵衛）ガ寄附セシモノナリ是ヨリ松本ハ家運不如意トナリタルノ伝語アリ（中略、服部）実松本カ為メニ石原神職等ハ佐井谷ヲ立去シト是ヲ再ヒ川島豊藏カ松本仁兵衛カ家由緒アルヲ空シクセシハ家滅ノ基ヘ猥リニ私ノ社内ニ工造シハ神慮ニモ叶ハザリシヤ嗚呼佐々布ノ三嶋岩（出雲）郎神ヲ別除シ終ニ家絶ヘタリ（以上22丁オ）（遺考）（白石佐為神社）21丁オ（22丁オ）

* 寛文5（1665）年5月5日、出雲大社は幕府より造営遷

宮費官銀50万両受ける。寛文6年12月8日仏教施設の撤去完成と鰐淵寺僧侶の祭礼への下山拒否。寛文7年白木の大

社造りに建て替え、同年3月29日正殿式遷宮斎行（願主徳川家綱）。（西岡和彦「近世出雲大社の思想史的研究」（國學院大學日本文化研究所紀要）第80輯143ペ、平成9（'97）年、東京）。

* * その他佐陀神社は貞享4（1687）年6月28日、松江藩主松平綱近により造営された（勝勝年編『鹿島町史料』157ペ、鹿島町発行、昭和51（'76）年、鹿島町。および、佐陀神社蔵貞享4年6月竹内宇兵衛造営棟札の実物（本棟札拝観の便宜を朝山芳園宮司より賜つた。記して感謝申し上げる）。

＊＊＊岡田精司氏によれば、この論文では宗源宣旨の考察が不十分であるため、今後吉田兼俱『神名帳頭注』・江見清風『神道説苑』（唯一神道論）・萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』等を参考にしてさらに研究を発表して行く予定である、という。（平成11（'99）年1月9日私的ご教示）

（8）注（2）『八束郡誌』510～515ペ。
（7）同517ペ。
（6）注（2）『八束郡誌』510～515ペ。
（5）（6）注（2）『八束郡誌』510～515ペ。
（7）（8）（9）（10）

〔宍道村小豆澤家系譜〕（明治四十一年小豆澤勝良調査）に見える「第四十五世勝良現代主人、宍尾村長等大正十五年」に該当する（注（2）『八束郡誌』517）。

〔現今（大正15年……服部）の宍道村役場より東巡回部長派出所付近一帯は小豆屋の邸宅で、一切の修繕藩費を以て支弁せらる宏大なるものであつた。」（注（2）『八束郡誌』516ペ。原本旧漢字 地図(1)図(2)8。

（10）第4章注（13）書（本稿10ペ上段17行目）『出雲国風土記にみる宍道町』第2章に「古代以来、神々を祭る社会・人々・場所・方法、対象（祭神）、信仰形態は多くの変遷を経て今日に至つ

ています。したがつて今に伝わる神社とその名称を直ちに『風土記』の記載と比較検討することは、どうしても無理が生じます。」(15ペ)とするのには同感である。

結

此度宍道(神)社をめぐる両大坪と宍道氏との論争文書によつて、A論文の段階では知らなかつた両者の主張の具体的な根拠を知ることができた。その結果、大森神社(「旧社地(神籬坪)」)の成り立たないことがA論文の段階よりも一層明らかとなつた。

次に、三崎神社には少なくとも元禄3年まで遡る「宍道(神)社」の棟札類のあることが明らかとなつた。また、本論文においては十分な裏付けを得ることはできなかつたが、さらに三崎神社旧社地以前に水川神社の社山に宍道(神)社があつたとする伝承のあることを知つた。E論文において、私は石ノ宮神社は江戸時代前期に大石を神体として新たに創祀された神社であるとする(99ペ、104ペ)から、本論文によってA論文の段階よりもさらに三崎神社の可能性の方が大きくなつたと考える。

A論文においては、三崎神社旧社地が宍道郷家の比定地(A論文36ペ2行目、4行目)に近く、宍道町場を見渡す山の上の良い立地条件にあることを根拠の一つとした(64ペ1行目、6行目)。この三崎神社の地にも歴史性はある。即ち、図(7)(1)5に三崎神社(「宍道(神)社」)の山麓に至る直線の馬場が水川神社(図(6)(8)Kおよび図(9)(10)「馬場」と同じように描かれ、この道に沿つて字「馬場屋敷」(図(7)(1)W)の地名がある。この道は水川神社に現存するのと同じ「堅馬場」と見なされるから、三崎神社もかつてはかなり崇敬されたことを示している。また、「馬場屋敷」の上(東南)に沿つて、もう一本、字海運山(図(7)(1)X)の旧雲松寺に至る直線道(矢印4)がある。この道も一種の計画性を

感じさせる道である。そして、地図(3)図(7)Vの如く、字馬場屋敷の北に接して「土井」の小字名がある。土井は中世の豪族の居館土居を起源とすることが多い。土井の東に接して「堀」の小字名もある。以上は、かつて三崎神社の山麓附近が中心地であった時代のあることを示している。

私はA論文の段階では、三崎神社が字猪道山に風土記の時代から存在したものと理解していた。そして、水川神社については、

確かに由来もはつきりとした古社であることは判るが、同社は山裾から25m程度上った所の山腹を平坦に切り開いてかなり広い境内地(約275坪)を作り、後の整備を受けたにしても、やや新しげな印象を受ける。『雲陽誌』の「佐々木高綱造営し宍道高慶再興す」という伝えも参照すると、やはり中世に創立された社であろうと思われる。(61ペ14行目、17行目)

として宍道社の可能性を退けた。けれども、今回宍道(神)社が水川神社の社山から字猪道山へ遷座したという両大坪の伝承を知り、水川神社の地にも長い歴史があつたのではないかと考え直した。即ち、地図(1)図(6)の如く水川神社の下(西)には正定寺の広い境内が現存し、これと参道(「北ノ宮馬場」)を挟んでかつて祇園社の神職であった後大坪家の屋敷があつた。前大坪を分家させる以前はその敷地は広大であつた(図(3)L.M. D論文地図(1)4-5参照)。これは、佐々木氏によつて祇園社が創祀された時、あるいは、宍道隆慶によつて再興された時、(さらには(後)大坪家初代外記大夫が神職として宍道に来住した時の機会)等に設置された可能性があるのではないか。神職(出雲方言でヨコヤ(横屋を原義とする))の屋敷が神社の横に設けられるのは、寺院の影響を受けたもので、神仏混淆期を経たものであろう。従つて、現在見る水川神社の広い境内も一時にできたのではなく、祇園社が創祀された後に拡張された可能性もあるのではないかと思う。従つて、それ以前の段階として、宍道社あるいは宍道神社の旧社地があつて、その地に後に北ノ祇園社(現水川神社の前身)が創祀されたという可能性も考慮外

に置くべきではない、と考えるに至った。氷川神社の社山は宍道町場の北はずれにあり、社山（標高355m）からは、町場の西北から南方にかけての総てを見渡すことができる。かつては人家の穢れの及びにくい場所であった可能性がある。

しかし、氷川神社社山の可能性を考慮に入れる場合でも、以下の諸点を留意する必要があると思う。即ち、まず『風土記』の時代の宍道社の形態の問題である。（常陸國風土記）行方郡夜刀神の「自此以上、⁽¹⁾聽爲神地」、自此以下、須作人田。自此今以後、吾爲神祝、永代敬祭。（中略）設社初祭者。」および那賀郡の晡時臥山の「其子孫、立社致祭、相続不絶」は、同『風土記』成立に近い時代に常設社殿を建てる形態のあつたことを示すものと思う。特に後者の「所盛龕龕、今存片岡之村」からは、祭場（社）が人里か、それ程人里から離れた場所ではない所（晡時臥山の山麓）にある印象を受ける。

一方、『風土記』によると、秋鹿郡女嵩野の頂上の「樹林」⁽²⁾を「此則神社也」とする如く、自然崇拜とおぼしき神社もあつた。同郡の御井社・垂水社・出嶋社（松江市西浜佐陀町字寺津の危険な半暗礁）江戸時代多数の溺死者を出す遭難があつた。漫料理屋「おおはか屋」の屋号は店の西隣にあるその大きな供養塔に拠るなども、自然崇拜の可能性がありそうである。後の『延喜式』神名帳にも、山・森・樹（大？）木・岩石を祀つていたか、もしくはそれに起源すると思われる神社名がある。従つて、宍道社が風土記時代に自然崇拜の社であつたとしたならば、その遺跡を実証することには大きな困難を伴なうことが予測される。少なくとも今日見る限りでは、三崎神社旧社地の山と氷川神社の山はカンナビヤマ型ではない。

次に祭場の問題である。私は本論文において宍道社と宍道神社とをとりあえず一つのものとして扱つて来た。論争者達も同一のものと考へている。しかし、『風土記』の段階と『延喜式』の段階とでは、右述の信仰形態、さらには祭場も変わつていて可能性を考慮に入れなければならない。

その意味では、さらに氷川神社の社山以前（外）の段階もまた想定する必要が生ずるかも知れない。その点で祭祀遺跡である女夫岩を全く考慮外に置くことはできないとは思う。⁽³⁾しかし、女夫岩からは「古墳時代中期～後期の土師器、須恵器片」が出土し、現在の段階では『風土記』の時代前後および平安時代から江戸時代前の遺物は出土していない（島根県教育委員会作成資料「女夫岩遺跡・石宮神社境内」）し、A論文における私の宍道郷家の比定地点（地図(1)(2)10）附近が宍道郷の中心であつたとすれば、女夫岩（地図(2)(5)ト）は南南東に1.15km離れているから、目下は女夫岩が宍道社であつた可能性は小さいと考える。社名に神社の祭祀形態が直ちに反映しているものとは限らないと思われるから断定はできないけれども、宍道社が岩石信仰等の自然崇拜を示す社名ではなく、郷名を負つてていることからすれば、宍道郷家の存在する場所からさして遠からぬ所に存在した可能性が大きいのではないかろうか。石ノ宮神社の存在する場所も遠すぎると思う。私は旧稿において次のように述べた。

古代の神社が今どの神社であるかが決められたのは江戸時代以降、なかんづく明治時代初期になつてであります。『出雲国風土記』の神社に限らず、古代から今日まで場所を動いていると見なしうる神社は極めて少ない筈です。秋鹿郡の場合、恵雲神社が今の佐陀本郷の恵雲神社であれば、この神社の脇に大きな岩座がありますから、これは古代から場所を動いていない確実な例となりましょうか。私は本格的に神社のことはまだ研究しておりませんが、そのほかに確実と思われる例が果してどれだけありますか。このように私の『風土記』の神社研究が進まない原因の一つは、本研究で経験した如き困難、即ち、（神仏混淆を経た）近世以降の史料では、中世以前の『風土記』や『延喜式』の神社に実証的に週及することが非常に難しいという問題に直面することにある。現在の神社の伝える社名や、伝承の類も、論社であるなしに係わらず見て來たよう十分な検証を必要とし、単に『抄』等の既説の記載をそのまま踏襲

することができない。社記や「伝承」以外の立証に結びつく外部史料も一般的に非常に少ない。本論文においては、論社であったがために却つて「史料」⁽⁶⁾に恵まれ、また、多数の棟札類によつて、ある程度は裏附けのできる事柄もあつた。両大坪家の文書が散逸しているらしい現状からも、峰清の没後2代に亘り文書を守つて来られた宍道家に改めて謝意を表し、本研究を終える。

注

(1)

岡田精司氏は、日本の神観念の発達の上から、本来は自然物が祭祀の対象であつて、「古くは常設の社殿があつたとは考えられない」とせられる（岡田精司「大型建物遺構と神社の起源」瀬和雄編著「日本古代史都市と神殿の誕生」86頁、平成10（'98）年、新人物往来社、東京）。但し、私は下記（本文）により、「常陸国風土記」の時代が、それに近い時期には常設社殿形式の社は地方においても存在していたのではないかと考える。【記・紀】国譜によれば、大きな社殿を建築する（垂仁記でも出雲の大神が天皇の宮殿と同じ規模にすることを求めていた）ことで敬意を表し大神を慰撫したことが知られる。【常陸國風土記】のこの「設社」「立社」も祭神に対して敬意を払つてのことと解される。臨時のお仮屋ではなく、常設社殿を建てたものと私は解する。

（2）『八束郡誌総説・町村誌編』によると、「風土記」秋鹿郡伊努社も円形の「神陵」とそれを囲む樹林が祭祀の対象であるとする。即ち、

本社は伊野村大字美野字客野^{きやくの}にあつて、又客大明神とも称へて居た。常磐木の天然林が鬱蒼として茂つて居る処、円形の神陵があつて、三十八間八分の木柵を繞らし、其内に切石を以て石垣を疊み上げ、木柵を設け、榦樹を植ゑて神籬としたもので、（石垣に天保六年と彌んである）別に靈代もなく、古來此の神陵を氏神と仰いで居た。百五六十年前

祠官常松氏の際、神陵附近の地を開拓して田畠としたため大に境内を縮小して居る。明治維新までは、此の神籬前に於て特種の祭典が施行せられて居た。然るに戸長原田某の時之を廃止し、明治十二年に至つて神籬前に幣殿及び拝殿を新設して一般普通の祭式を行ふこととなり、古伝祭の廃れたのは惜しむべきことである。（中略、服部）当社は天甕津姫の神陵にあらずやとの伝説もある。（521～522頁。原本旧漢字）果して、「風土記」の伊努社が続いているものかどうかは判らないが、参考までに紹介する。

(3)

第4章注（13）「出雲国風土記に見る宍道町」にも「地名を社の名にもつだけに宍道郷辺りで祭られていた」とは推定できます。女夫岩もその候補としてあげておくべきでしょう。」（16頁）とする。次の注（4）参照。

(4)

特に、女夫岩を「風土記」の猪像石に同定し、そこからこれを夫道社あるいは宍道郷名起原地の可能性ありとする（もしくは、遠回しに言う）言説には賛成できない。女夫岩を猪像石に同定することは次の諸点から困難と考える。即ち、①大きさが石ノ宮神社の岩と異なり総ての点で「風土記」の示す数値と整合しない。^{※※}②近くに犬像石に同定できる岩がない。③女夫岩「猪像石」伝説は宍道（池田）氏による造作で、歴史性のない言説である（B論文）から、傍証とならない。これに影響された国学者達の女夫岩説も同様である。

* 「出雲国風土記にみる宍道町」に「ここで注目されるのが、今登場した猪と犬の形をした石です。なんと、この地名の起源と思われる石が、約1250年の時を越え現在に伝えられているのです。それが、大字白石字宍石にある「女夫岩」と大字白石の石宮神社にある「猪石、犬石」です。」（第4章注（13）書11頁）とする。

しかし、私はこの考え方は慎重を要するとして、既に次のように述べた。即ち、(女夫岩にせよ)「石ノ宮神社の石にせよ」「既説の如くこの『風土記』の……服部)3石が元となる。」
なつて、宍道郷の名が生まれたとするのは速断の虞れがある。一体に、地名起原説話は地名の発生原因が忘れ去られたため、これを説明するために生まれるのが大方の傾向だからである。(後略、服部)。「獸道は獣等の関心の上からも注意を引きやすい対象であるから、一般に地名の起原にもなる事例は多いと思う。従つて、『宍道』の起原も3石とは無関係に案外そのまま『猪道』であった可能性はある。」(B論文82頁上段7行目～下段20行目。傍点は本引用に際し附す)。石ノ宮神社も女夫岩も私の宍道郷比定地からは遠いから、いずれも郷名の起源地點とすることは困難と思う。

* * *
『風土記』は、犬像石と共に猪像石を「一長二丈七尺高一丈周五丈七尺 一長二丈五尺高八尺周四丈一尺」と長さ・高さ・周囲について、尺の単位まで詳しい数値で示している。ところが、樋山林継氏は「細かな寸法はと。とかく、高さ、長さの示す雰囲気は、女夫岩の二つの岩の状況と一致している。」(前編①24頁下段10行目、第2章注①～樋山林継「女夫岩遺跡の学術的価値について」。傍点・圈点は服部)としている。数量記載は『出雲國風土記』の非常に大きな特色であるにもかかわらず、この数量記載を考慮しなくてもさしつかえない(樋山氏は傍点の如く「周囲」を取り上げていない)理由を述べていない。この問題についての學問的根拠を示さずに「ともかく……雰囲気は」とだけするのでは、氏の女夫岩猪像石説の説得力は乏しい。私のB論文は、論題の通り『風土記』の「数量表現の信憑性」そのものを課

題の一つとし、その中で女夫岩は猪石の可能性が小さいことを論じたものである。
このほか、樋山氏以前に森田喜久男氏が「猪と犬のゆくえ——『出雲國風土記』意宇郡・宍道郷条」(島根県古代文化センター「しまねの古代文化」第3号、平成8(96)年3月、松江)において、次の如く述べている。

最近、平成六年(一九九四)に服部亘氏は、独自の方法論で石宮神社の巨石と夫婦岩を実測し、その結果を島根県教育厅文化課古代文化センターから刊行されている『古代文化研究』二号に発表した。(服部注:拙稿B論文)その中でも石宮神社説が追認されているのである(服部氏前掲論文)。(中略、服部)このようにみていけば、石宮神社説が定説化したかのように見える。しかし、果してそのように断定できるであろうか。

研究史をたどつていった時、従来の研究における最大の問題点は、猪像と犬像の比定に急なる余り、石宮神社の巨石や女夫岩を実測すれば、事終わりとする態度である。

そのこと自体は、重要なことなのだが、猪像や犬像を周囲の遺跡全体の中で位置づけようとする視点が欠落している。(104頁～105頁。傍点は服部)

「従来の研究」に属するB論文の論題をここで改めて記述と、「出雲國風土記」の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察——意宇郡宍道郷所造天下大神命の猪像石・犬像石の同定を手がかりとして——附説『出雲國風土記』の尺度——である。ここには引用しないが、この論文の1～16章までの章題でも明らかな如く、私は猪像石・犬像石の同定そのものに「急なる余り……実測すれば事終わりとする態度で」臨んでいない。

また、私は加藤義成氏の「実測」の実体や「古代出雲獨得」の「即物的実践的」計測方法説も批判しつつ、下記①～④の観点からの別箇の研究によつて、女夫岩も対等に取り上げて検討した結果、猪像石・犬像石石ノ宮神社説となつたのであるから、既説を單に「追認」した訳ではない。

私は『風土記』の3箇の岩について、① 加藤氏が石ノ宮神社の岩を事実上実測していないこと。② 凝灰岩質の砂岩である石ノ宮神社の岩の実測に当たつては、風化による減衰を必ず考慮に入れなければならないこと。③ 『風土記』の数値が身体尺を用いていると解すれば整合する（特に「長さ」の問題）こと。④ 猪像石の一方の「周四丈一尺」は五丈一尺の誤記である可能性の大きいこと、を論じた。

砂岩の風化は自然現象として当然のことであり、身体尺は人間の行為として自然なことである。また、記録の誤記・誤字の問題もごく一般的なことである。従つて、B論文は格別「独自の方法論」に立つてゐるものとも思われない。私を含めた從来の研究が「実測すれば事終わりとする態度」であつたとするのならば、單なる批評に止まらず、『風土記』の数値はどのような性格であるのか、それを検証する方法としていかなる方法があるのか等を示しつつ「猪像や犬像を周囲の遺跡全体の中で位置づけた」森田氏独自の猪像石石ノ宮神社説なり女夫岩説、あるいは第三の説を提示する学問的手続きが必要である。

その他にも森田氏は、

郷家が存在したかどうか、それ自体、研究テーマになりうることであるのに、この存在を前提として方位を云々する研究がしばしば見出されるのも問題である。たとえば、服部氏は、「猪像石・犬像石の比定が学問的に解決できれば、両石の存在する『南山』の『南』

が、郡家の場合と同じように郷家を中心とした方位を示したものか、それとも漠然と『宍道郷の中の南部』という意味で用いられているかも明確になるだろう」と記しているが、『出雲國風土記』意宇郡宍道郷家・宍道駅家・宍道社の比定』『風土記研究』一四（服部注……拙稿A論文）、これは、転倒したアプローチであると言わざるを得ない。『出雲國風土記』の方位は、それ自体として扱われるべきである。（106ペー107ペ。傍点は服部）

と批評しておられる。私はA論文においては『風土記』の「属郡家」・「郡家同處」の記載を基に「郷と駅の公務を司る公的な施設」の存在を認める立場で論じている（23ペ、26ペ注へ4）。ここでも森田氏は郷家についてもまた、「それ 자체として扱われるべき」『風土記』の方位についても自説を提示していない。『風土記』の方位の解明は困難な課題であるから、中心となる郡衙の比定を初めとして、手掛けりになるものは総て活用する必要がある。宍道郷家と猪石・犬石の比定も重要な手掛けりの一つであるから、『転倒したアプローチ』ではない。

この森田氏の論は主旨が全体に不明確である。これは、「猪像や犬像を周囲の遺跡全体の中で位置づけようとする視点が欠落している」（105ペ。服部注……既説が猪像石・犬像石を石ノ宮神社もしくは女夫岩のどちらか一方に決定しようとしている」と批判しているものと解される。傍点は服部）とし、『風土記』の本文に「犬の像の所在地に脱落があると考えるべきであろう。」（106ペ。服部注……私は脱落があるとは解せないが、ここでは論じない）とする一文、および「猪と犬のゆくえ」（傍点は服部）という題名からすると、猪像石と犬像石の所在を別とする説に暗に誘導しようとする意図が先に

あつて、（十分な自身の論拠を提示しないままに）執筆したことに原因があると思われる。

森田氏の論の第3章（『風土記』3石の比定の研究史）が、主たる批判の対象であるB論文の中の第3章（『石ノ宮神社説と夫婦岩説の歴史』）で提出した史料にそのまま依拠し、新たに付け加えた史料のないことも、論の基盤の弱さを印象づける一因となつてゐる。

次に、関和彦氏は猪像石を女夫石に、犬像石を石ノ宮神社に同定する説を『古代出雲世界の思想と実像』（大社文化事業団叢書2、第8章「夫道郷と犬石・猪石」194ペ～207ペ、大社文化事業団、平成9（'97）年3月、大社町）において示しておられる。その中で、『風土記』の数値について加藤氏と私の実測を取り上げ、

石の測量に関しては、『出雲国風土記』がどのような形で、どの部分を測量したのか不明である現在、そして、加藤・服部両氏の測量数値自体が相違する点をふまえても、にわかにそれを根拠にすることは出来ない。（196）

とする。しかし、述べた如く、『風土記』の数量記載は重い意味を持つから、これを『風土記』全体において、あるいは石ノ宮神社と女夫岩に對して具体的にどのように取り扱うかを論ずる学問的手続きが必要である。それを単に『出雲國風土記』などのような形で、どの部分を測量したのか不明である現在、……にわかにそれを根拠にすることは出来ない。』と問題を放置（回避）するのでは、論証にならない。B論文は、『出雲國風土記』がどのような形で、どの部分を測量したのかを考証したものである。また、関氏は「加藤・服部両氏の測量数値自体が相違する点をふまえても」と二人の測量数値を等価に扱つておられる。し

かし、B論文で私は、加藤氏の記述する測量方法を追体験した結果、加藤氏が事実上は自身では測量しておらず（當時の測量の協力者の一人である伊藤正氏（明治39（'06）年生）の記憶によれば、岩を「大体のところ」測つて見せたのは伊藤氏と小豆沢三郎氏（明治40（'07）年生）の二人で、加藤氏はこれを見ていただけである。また、その時測量したのは、服部のア石一箇のみであった（35ペ下段～36ペ下段）、加藤氏が諸書に発表しておられる“計測”数値とするものは、単に『風土記』の数値を1尺当たり29.7cmで換算したものであることを明らかにした（16ペ下段）。従つて、測点と測量方法を具体的に明示しつつ実測した私の数値と、自らは測量せられず、『風土記』の数値を換算しただけの加藤氏の“数値”との間に「測量数値自体が相違する」という事実は存在しない。従つて、二人の間に測量数値の“食い違い”があるから、『風土記』記載の3石の数値を石ノ宮神社の3石の「（にわかに）根拠にすることは出来ない」とする論理は成り立たない。

※ A論文執筆時に、郡里制下における里の官衙の可能性がある兵庫県氷上郡春日部町の「山垣遺跡」（兵庫県文化財調査報告書第75冊『山垣遺跡調査報告書』、兵庫県氷上郡春日町）が出土していた。この遺跡の各遺構は「条里制地割りの基準に従つて計画的に、かなり整然と配され」、「より広義に考えると国府・郡府等地方官衙遺跡の政庁の遺構配置に基本的には類似している。」、「非常に中央を強く意識した地方官衙的な性格を持つた遺跡である」という（同報告書49ペ）。

本遺跡からは「春部里長」と記した木簡・黒書土器、硯、木印等が出土し、郡里制下における春部里の中心

施設（「里家」）と報告され、同報告書に転載された佐藤宗諱氏の「山垣遺跡出土木簡について」においても「郡衙のより下級の官衙であることはほぼ認めてよく、このような事例は全国でも本遺跡がはじめてであるう。」（25頁）とする。

同遺跡を「里家」と認めることについて異論もあると聞いているが、郷家の存在については、限られた文献上の解釈以外のこうした遺跡の類例により明らかとなるであろう。最近では、平成7（95）年鳥取県西伯郡名和町の大塚屋敷遺跡（奈良・平安時代）から「10棟前後建てられていた」倉庫群跡が検出され、平成11（99）年にはその東方約600mの大塚塚根遺跡から、「奈良・平安時代の遺構として、掘立柱建物4棟」と「全長80m以上幅1~4m、深さ1.2m前後の溝1本」が出土した。これらの建物は「長期にわたって、計画的に建てられ」、「一般集落ではあまり見られない建築様式」の庇付き掘立柱建物が1棟あり、その他の建物も「一般集落の規模としては、少し大きすぎる物」であることから、右の倉庫群との関連から、これを管理した汗入郡尺度郷の「里（郷・服部）長の邸宅であると考えられ、「この近辺には実際の行政を執り行う郷衙と言う役所跡が存在した」と推測している（鳥取県名和町教育委員会「大塚塚根遺跡C区現地説明会資料－平成11年8月7日午後2時－」）。

(5) 拙稿「出雲国風土記」秋鹿郡大野郷「都勢野の澤」の発見
——『出雲国風土記』の科学的性格——』『しまねの古代文化』
第3号40ペ下段13行目～41ペ上段3行目、島根県古代文化センター、平成8（96）年3月、松江。

(6) 宍道（池田）家と両大坪家間の社論文書には我田引水の牽強

前編 ① 前編 ①

（誤）

（正）

（平成10～98）年12月2日記および補記）

（完）

附会が多く（特に宍道家側に目立つ）、『風土記』宍道社と式内宍道神社の歴史事実を明らかにしようとする上で史料的価値は低い。しかし、これらの強引で時には互いに感情的になつてゐる論争の原因は、後の国家神道の傘下に入るか否かが自社の命運を分ける問題となる、と彼らに理解されていたことにあるのではないかと推察される。その意味で、当時の神職界の動向を知る好史料と思う。

1	ペ	上段	13行目	本郷	“説”	→	“本郷説”
1	ペ	下段	16行目	『藝林』	第48卷2号	→	本誌31号
3	ペ	上段	12行目	1行割	→	1行組み	
10	ペ	上段	13行目	峰清の注	→	「峰清の注」	
10	ペ	下段	23行目	抱ハラス	→	抱ハラス	
11	ペ	上段	3行目	抱ハラス	→	抱ハラス	
11	ペ	上段	5行目	干	→	干	
11	ペ	上段	11行目	限り	→	限り	
17	ペ	下段	10行目	幕末	→	明治初期	
20	ペ	上段	24行目	干時	→	子時	
20	ペ	上段	28行目	奉有候	→	奉存候	
25	ペ	上段	21行目	犬岩未詳	→	犬像と申人もアリ伝へ不詳	

33 33
ペ 上段 22 行目 引→引く
上段 15 行目 でろう→であろう

前編 ②

(誤) (正)

2 ペ 20 行目 『藝林』第48巻2号→本誌
19 行目 3 ペ 1 行目 遷座説→遷座伝説
19 行目 12 ペ 5 行目 干時↓干時
22 21 19 ペ 10 行目 干時↓干時
ペ 15 行目 16 ペ 15 行目 干時↓干時
19 行目 18 ペ 7 行目 下論文→F論文
22 21 19 ペ 10 行目 干時↓干時
ペ 15 行目 干時↓干時

平成11(99)年11月30日受理